

# 令和7年2月犬山市議会定例議会会議録

第6号 3月10日（月曜日）

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第6号 令和7年3月10日午前10時開議

### 第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

### 日程第1 一般質問

\*\*\*\*\*

## ◎出席議員（17名）

2番	ヒアソキ 恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田 修治君	12番	岡村 千里君
4番	光 清 毅君	13番	鈴木 伸太郎君
5番	小川 隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田 亜紀君	15番	久世 高裕君
7番	諏訪 毅君	16番	柴山 一生君
8番	小川 清美君	17番	柴田 浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢 秀教君
10番	玉置 幸哉君		

\*\*\*\*\*

## ◎欠席議員（1名）

1番 丸山 幸治君

\*\*\*\*\*

## ◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君		

\*\*\*\*\*

## ◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井 恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出 修平君
市民部長兼防災監	武内 雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
子ども・子育て監	小幡 千尋君	都市整備部長	森川 圭二君
都市整備部次長	丸井 良修君	経済環境部長	新原 達也君
教育部長	中村 達司君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	古田 隆行君	経営改善課長	兼松 光春君
総務課長	舟橋 正人君	防災交通課長	伊藤 修君

高齢者支援課長	前田 敦 君	健康推進課長	水野 嘉彦 君
子育て支援課長	青山 貴一 君	子育て支援課主幹	中村 美和 君
子ども未来課長	上原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊藤 真弓 君
子ども未来課主幹	神林 宏之 君	都市計画課長	高木 誠太 君
都市計画課主幹	一柳 佳誉 君	整備課長	高橋 秀成 君
下水道課長	五十嵐 康 君	学校教育課長	西村 岳之 君
学校教育課主幹	鈴木 早智 君	文化推進課長	大黒 澄子 君
出納室長兼会計課長	諫山 知真 君		

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、1番 丸山幸治議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 一般質問

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

議員各位に申し上げます。12番、岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さん、おはようございます。12番、日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。今回、通告いたしました4件の一般質問を行います。当局におかれましては、市民の皆さんの願いを十分受け止めて、前向きな答弁に期待するものです。また、資料を用意いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

では、1件目、第1期犬山市子ども計画についてです。

この子ども計画というのは、私も取り寄せましたけれども、このようなものでして、125ページに及ぶものです。これまでは、第2期、犬山市子ども・子育て支援事業計画というように、子ども・子育てということで、保育園関係とか、そういったお子さんのことを中心にしていた計画でございます。

それで、今回この子ども計画というのに変わったわけですが、資料のこの126ページ全部はとて皆さんにご提示できませんので、この子ども計画から抜粋して資料をご用意いたしました。

資料の1の①と、それから、その裏面の資料の②をご覧ください。

この資料①のところでは、計画の策定の目的とされています。国のほうが、令和5年4月に子ども施策を総合的に推進するというので、子ども基本法が施行されまして、また、それに続いて子ども大綱というのが閣議決定をされたというふうになっています。

犬山市でも社会情勢の変化だとか、国の法制度の変更などによって整えていくということ

が書いてあるんですけども、資料の裏面の1の②は、この法根拠と、そして位置づけということが書いてあります。

下のほうに分かりやすい図があるんですけども、左のところに、こども大綱や関連計画を勘案して一体的に策定をするというふうになっています。それぞれでプラスとして、子ども・子育て支援事業計画だとか、それから子どもの貧困対策、それから一人親家庭の自立促進計画というふうになっているんですけども、国の法改正によってどうなったかということなんですよね。

こども大綱ということも、文言としてはいいことが書いてありますけれども、何歳で子どもの姿、このようになるようにということを押しつけ的な部分も私はあると思っていますので、ちょっと注意しなきゃいけないなというふうに感じています。

そこで質問いたします。これまでこの子ども・子育て支援事業計画として計画が策定されてきましたけれども、このこども大綱などを勘案して、一体化してその計画を策定するとされています。その必要性だとか、それから検討された経緯をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） おはようございます。ご質問にお答えします。

これまで市が策定していた「子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」において策定が義務づけられており、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、平成27年度から推進してまいりました。

一方、「こども計画」は令和5年4月に施行されました「こども基本法」において、「こども大綱」を勘案して定めるよう努めることと規定されました。

「こども計画」は、「こども大綱」に沿い、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指そうとするもので、策定方法は、既存の各法令に基づき、こども施策に関する事項を定める計画と、一体のものとして作成できるとされています。

市としては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」「第1期犬山市ひとり親家庭等自立促進計画」「第1期犬山市こどもの貧困対策計画」の更新に合わせ、この3つの計画を含む、こども政策に関する総合的な計画として「こども計画」を策定することで、市民にとって一層分かりやすいものになると考えます。

令和6年8月1日に開催しました子ども・子育て会議において市議会議員2名を含む委員の方々にお諮りし、お認めいただいた上で策定を進めたものです。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。子ども・子育て会議でも検討されたということですけども、確かにこの126ページの中には、小さいお子様だけではなくて、ヤングケアラーですとか、それから学校教育課の部分ですね。小学生それから中学生に関するところも含まれております。

そこで、再質問いたします。

結構まとまった形で書かれているなど思うんですけども、これだけの計画の策定というのは、コンサル会社に委託されたのかどうか1点。

それからパブリックコメントが実施をされましたけれども、市民の皆さんからはどんな意見があったのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

こども計画は、その策定に当たっては、コンサル事業者に支援業務を委託しております。

次に、パブリックコメントについてですが、令和6年12月25日から令和7年1月24日までを期間として、直接、市が実施いたしました。現在、その実施結果を犬山市ホームページ上において公表をしているところです。

パブリックコメントの内容は、子どもにとって、家庭や学校とは別の第三の居場所が必要ではないかといった「多様な居場所づくり」に関するものや、児童虐待の専門的な職員配置を望むといった「要保護児童対策」に関するもの、そのほか「保育園や児童センターの民営化」や「不登校児童生徒等の支援」に関するものなどであり、9人の方から33件の意見が寄せられました。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） コンサル会社を入れたということと、それからパブリックコメントについては、9人の方から33件の意見ということで、後でまた出てくるんですけども、特に保育園ですとか児童センターの民営化だとかについては、非常に心配だという声を私も聞いております。

では、次に行きたいと思います。

要旨の2、児童クラブ・センターの整備・運営についてであります。

資料の1の③をご覧ください。このこども計画の52ページのところなんですけれども、上の取組1、2のところでは、前の計画も同じようなことで書かれておりました。児童センター整備事業では、修繕だとかそういったことをやっていく、それから小学校区単位から地域単位とするために、統合や再配置を検討する。それに加えて今回新しく取組3として入ってきたのが、この児童クラブ・センターの運営の委託です。

「保育士不足という点がある中で、確実な職員の確保や人件費の抑制を目的とした児童クラブ・センターの運営の委託を計画します。」であります。これは新しいところで、これまで児童センターも、それから児童クラブのほうも、市直営ということでやってきました。これを大きく方向転換してしまうのかなというところで、非常に危惧するんですけども、そこで質問をいたします。

この児童センターの配置を、小学校区から地域単位とするのは、具体的にどういうことでしょうか。私は、この小学校区単位で児童センターは配置するべきだというふうに考えています。それから、統合や再配置とありますけれども、なぜこの統合する必要があるのか、子どもの数が減っていくというところはありますけれども、統合すれば、通いにくくなる人、

利用しづらくなる人が必ず出てくる、なのにそれを何でやるのか。それから、どの程度統合する予定なのか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

平成29年3月に策定された犬山市公共施設等総合管理計画では、児童クラブを小学校内で実施することを前提に、児童センターを、北部、南部、中部の3か所へ集約した上で、活用の充実を図ることとされ、第1期犬山市こども計画の前身である第2期犬山市子ども・子育て支援事業計画でも同様に位置づけられています。

現在、市内に10か所ある小学校区に、6つの児童センターがありますが、児童クラブとしての利用を除くと、各センターの一日当たり利用者数は、平均23人程度と低調であり、また、その多くの施設が老朽化していることが、集約を検討する理由の一つとなります。

もちろん、集約を検討するに当たっては、地域の皆様ともしっかりと議論を重ねた上で、選択と集中による、児童センター機能の見直しや活用の充実を図るとともに、子育て支援の充実につながる再編に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） これまでも子どもの数が減っていったりとか、そういったことで、集約だとか、そういったことは出ておりましたけれども、それこそ今、中央児童館がなくなって、北地域の子たちは困っている子たちも実はいます。それと地域で活動していらっしゃるお母さん方も、西のセンターに行ったり、それから城東に行ったりとしましたけれども、結局、拠点をなくしたということで、活動はもうできていないということが起こっています。

それを踏まえまして、再質問いたします。

これまでも直営でやってきたわけですが、これをまた民間委託にしていくというのは、これまでの方針を大きく転換するものだと私は思っています。民間で皆さんはよくノウハウをいただくんだとか、そういったことを言いますが、一般的には利用料金が高くなったり、それから提供サービスやスタッフの質も違うなど、様々な問題が起こってくるのではないかと考えますけれども、どのような見解なのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

初めに、直接運営も委託による運営も、運営に市が責任を持つことには何ら変わりはないと認識しております。

また、児童センターにおいても、保育施設と同様に多様なニーズに対応するため、民間ノウハウを生かした民営化の検討が必要と考えており、民間委託や民営化を行わないとする方針は立てておりません。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ちょっと納得できない答弁でしたけれども、資料の2をご覧ください。これはしんぶん赤旗の2024年12月11日の発表されたものなんですけれども、ちょうど2024年の学童保育研究集会というのがありまして、委託だとか、それから指定管理の問題点というところで話合いがされたようです。確かに全国的にこの児童クラブだとかの民間委託、しかも株式会社の運営が急増しているということが、この円グラフのところでもお分かりになると思います。

ただし、それによって様々なトラブルなんかも起こっているようでして、中段のところにありますように、春日部市では、家庭教師で知られる株式会社トライグループが参入して、市と取り決めた常勤の放課後児童支援員よりも3割少ない、93人必要なところを64人の状態で事業を行っていたということで、そのことを取決めどおりにするように求める住民訴訟が起きたということでした、そういったこともあります。

また、中段から下のところに、民主性そして透明性、地域性に照らすということが書いてありますけれども、委託、どこの、どういったところに受けていただくのかによって随分と形が変わってくるようです。

まだ社会福祉法人などは、会計的にも誰でも見ることで、透明性だとか公益性というのがまだあるわけですけれども、一番下の段では、株式会社ではお金の流れが分からないというふうになっています。

様々な問題点として、7つほどあるわけですけれども、事業の継続性が保証されないだとか、それから保育の中断、それから有期雇用が避けられないとかいろいろ書いてありますが、一番最後のところには、行政の責任、そして力量が劣化するところが挙げられております。

なかなか職員の数も少ない中で大変だとは思いますが、やはり自分たちでやっていかないと、やっぱり力量もついていかないと思うんですよ。そういったことを踏まえて、再々質問をしたいと思えます。

市長に伺います。児童クラブ、そしてセンターの運営を、やっぱり民営委託そして、統合や再配置、とりわけそういった人件費を抑制するというようなことでは、この方法では私は子育て支援は充実するんじゃないかと、むしろ後退するんじゃないかと心配していますけれども、どのようなお考えなのかお示しいただきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

犬山市の子育て支援の充実には、もちろん力を入れてまいります。それは、これまでも、これからも、ずっと変わることはありません。

しかし、その手法について、全てを行政が直営で行うことや、これまでの手法を堅持することが、子育て支援の充実につながると言われます。なぜ、民間では子育て支援につながらないのか。本当にそうなのか。私は必ずしもそうではないと思っています。

なぜなら、例え民間に委託するに至っても、先ほども責任・力量が劣化すると申されまし

たが、質の高い児童センターやクラブの運営を提供していく責任は、犬山市にあるからです。犬山市が必要とし、求める児童センターやクラブの方針に賛同した民間が運営するからです。それに、行政であろうと民間であろうと、子どもの最善の利益を考慮して適切な運営をすることに変わりはないからであります。

ですから、子ども・子育て監が答弁したとおり、多様なニーズに対応するため、行政にはない民間ノウハウやアイデアを活用することや、合理的な施設配置により、限られた財源を集中して活用する考え方は必要なことだと考えています。これは、持続可能な犬山づくりを考えてのことでもあります。

ただ、市民皆さんの声を丁寧に聞いていくことは、すごく大切なことです。その上でいろんな手法を検討し、様々なニーズに対応しながらも、合理的で持続できる子育て支援策の展開を考えていきます。それによって「犬山市で子育てができてよかった。犬山市に住んでよかった。」と思っただけのよう、充実した子育て支援策の推進に努めてまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 市長の思いとしては受け止めましたけれども、なぜ民間だと後退するのかという点について、やはり人件費がどこもやっぱり抑えられているんですよ。こういったケア労働の人たちも賃上げをやっていこうというふうに言っている中で、こういった仕組みがあるということ、それから、逆に私はこの間ずっとこの市で培ってきた、そういったノウハウ、それをこれからも時代に合わせてやっていくことこそ必要ではないかなというふうに感じております。また、市民の皆さんとも議論していきたいと思えます。

では、要旨の3、乳児等通園支援事業についてです。

資料1の④をご覧ください。これは旧名称で、（仮称）誰でも通園制度というもので、様々な問題点があると、特に保育関係者から、問題点があると話題になったものです。

対象児童は6か月から3歳未満の小さなお子さんです。利用時間は1人当たり月10時間まで、利用方法は、定期利用または自由利用と、これも自由に選択ができる。利用料は1時間当たり300円程度とし、これは保護者負担となってまいります。

こういったことで問題なのかなというところでは、こういった小さいお子さんというのは、保育士の皆さんや関係の方ならよくお分かりだと思いますけれども、違う場所に行くだけでも、そこで緊張して、なかなかうまく過ごせないかもしれない、そういったことです。人もそれから場所もやはり慣れたところというのがとても大事なんです。

ですから、これは自己責任でサービスを選んで、利便性を重視したもの、子どもが中心じゃないんですね。だから、コンビニ型の通院制度なんでも言われています。どこのところでもいいよって感じなんですけれど、子どもは商品じゃないぞというような、非常にそういった厳しいご意見もあります。

そういった中で、この制度の狙いというのは、やっぱり直接契約制度の導入だということが言われています。そういったまだ心配な制度なんですけれども、そこで質問いたします。

国のほうは、この令和8年から全国で実施するというふうにあるんですけれども、どこもその保育士不足の中、これは犬山市でも実施していくのかどうか、また私が今お話ししました様々な問題点が指摘されておりますけれども、市としてはどのように考えているのかお示

してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

乳児等通園支援事業は、「こども誰でも通園制度」として令和8年度より、法律に基づく新たな給付制度で、全国の市町村において、実施しなければならない事業です。

この制度は、子どもの成長の観点から、「全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する」ことを目的としています。

具体的には、今回の制度の利用対象児童年齢であるゼロ歳から2歳児について、その多くは未就園児であり、そうした子どもを持つ子育て家庭には、「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている保護者への支援の強化が求められていた背景があり、制度が創設されたものです。

実施施設としては、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点施設などで、事業者については、市町村が認可を行うことになり、公立、私立は問いません。

現時点では、公立の子ども未来園のうち、1園での実施を想定しています。

当然のことながら、この事業専任の保育士を配置する必要があり、冒頭に答弁させていただきましており、法律に基づく給付制度のため、当市においても、令和8年度より開始できるよう、準備を進めていくこととなります。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） また、国のほうがやるということで、全国大変な状況になるなということが分かりました。

再質問いたします。

この短時間でお子様を預かるということは、既に一時預かり事業というのがやられております。こういった一時預かり事業で十分対応できるのではないかと思いますけれども、見解をお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

一時預かり事業も乳児等通園支援事業のいずれも、保育所などに所属しない児童を預かることには変わりはありませんが、一時預かり事業は選択事業であり、乳児等通園支援事業は必須事業であることが一番の要因であります。

制度の違いとしましては、年齢要件と利用時間数の制限などがあり、一時預かり事業を利用する目的、例えば保護者が急な用事で子どもを預ける必要が生じた場合などが必要となりますが、乳児等通園支援事業は事前に認定を受ける必要があるものの、基本的に利用目的を問いません。

いずれにしても、制度として進めていく以上、有効に活用し、保育所などでは関わることの少ない、在宅で子育てする保護者と関わることで、育児負担や孤立感・不安感の解消につなげていくなど、在宅で子育てをする保護者に対しても寄り添った対応にもつながるものと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 犬山でも公立で子ども未来園で1園でやっていくということなので、状況をまた注視していきたいと思っております。

それでは、2件目、放課後児童クラブの充実についてです。

要旨の1、子どもたちが安全に過ごせるよう、基準の見直しをということです。

これも保護者の皆さんから様々な意見を聞いております。犬山市は国基準でやっていますので、1人当たりの面積というと1.65平米ということです。国基準だからと言っているんですけど、結局、机に子どもが座っている、そういった面積が1.65ぐらいだと思います。だから広いとはとても言えないんですね。また夏休みなどでは、もっともっと子どもたちの利用する子たちが増えて、大変な状況と聞いております。その児童クラブの規模も、2～30人のところから5～60人、70人というところから非常に規模がまちまちですけども、そういった状況です。

そこで、質問をいたします。

やはり保育園などでは、保育士の配置基準だとか、そういったものを犬山市は独自で充実させているんですけども、やっぱりこの児童クラブのほうも、国基準だから大丈夫ではなくて、やはりもっと高いものを目指していくべきだと思うんですね。

ですから、そういった国基準、1人当たり1.65平米では、やはり子どもたちにとっては狭いのではないかと。また、夏休みなどではもっと混雑しておりますので、そういった状況、それから、国基準以上の面積ですとか、それから、支援員の配置ですね、40人に2人、これではなかなか十分見れないのではないかなと考えますけれども、そういった基準を見直すことについてどのようにお考えでしょうか、お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

放課後児童クラブの設備及び運営基準は、児童福祉法の規定に基づき、厚生労働省令を踏まえ、条例で定めることとされています。

条例では、児童1人当たりおおむね1.65平米以上という面積基準や、児童40人という支援単位に2人以上の職員を配置するということが規定されており、面積や職員配置については、規定された基準を満たしております。

長期学校休業日などの利用児童数が増えるときなどは、これらの基準を満たすために、児童クラブの実施場所となる部屋を増やしたり、アルバイト職員を充てるなどして対応しています。

よって、現行の条例どおりとし、基準を見直すことは考えておりません。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 対応しているから見直す必要はないと言っていますが、ちょっと納得できない答弁でした。また、これも市民の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

では、要旨の2、土曜日や長期休暇の昼食、これはお弁当ですけれども、弁当の対応についてです。

このことについては、せんだって畑議員からも質問をされておりましたが、私のところにも非常に多くのご意見がありました。土曜日ですとか、それから長期休暇の場合は、クラブに通うお子さん、またそのご家庭では、弁当を用意する、あるいは弁当を作る、なかなか余裕がないというご家庭も多いんです。そういったところで弁当事業というのがありますけれども、これは保護者の方が中心になって注文を取ったりするようなことです。

それから、夏には非常に去年も暑かったということで、クラブによっては、なかなかエアコンの効きが悪くて、外でも中でも何か同じような体感温度だなというところがあったということで、そういったところで、お弁当を常温で置いていいのかという、食中毒なんかの心配もあるというようなご意見もいただいております。

それで、放課後児童クラブの弁当について調べてみますと、これは市内ばかりのことではなくて、全国的な問題になっているようです。どこのご家庭もやはり弁当を作るために朝早くから起きて、本当に大変だというようなこと。ですから、全国的にも弁当のニーズはあるんですね。そういったところを踏まえて質問いたしたいと思います。

こうして放課後児童クラブの子たちにとっても弁当のニーズはあります。ですけれども、市は主体的に取り組んでいないんですけれども、それはどうしてでしょうか、理由をお聞かせください。

また、弁当を保管するための冷蔵庫を設置してほしいという保護者からの要望がありますけれども、それについてはどう答えていくのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

令和6年9月議会での畑議員からのご質問でお答えさせていただいたとおり、市が主体的に行うことについては、現在保護者会が行っているお弁当の配達についても、利用率が2割程度と聞いていることから、現時点においては実施することは考えていません。

次に、お弁当の保管のために冷蔵庫を設置してはどうかのご意見ですが、現状では、自宅からお弁当を持参する場合は、保冷バッグに保冷剤を入れていただき、冷房を効かせた室内で保管するといった対応を取っています。近年の酷暑でお弁当の傷みを心配する声があることも承知しております。

長期学校休業日には、80個から100個程度のお弁当を保管する必要があり、十分な広さがない児童クラブでは、仮に設置できたとしても、その分、児童クラブの実施場所が狭くなることから、冷蔵庫の設置は考えておりませんが、夏の長期休業までには、大型の保冷バック

などでの対応を既に検討しております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） お弁当の配達、注文を取る子たちが2割程度なので、このままで行くということですが、逆にもっと市のほうが音頭を取って、みんなに喜ばれるような、そういったお弁当を提供できれば、もっとこれ利用率上がるんじゃないですかね。そういったことを思います。

それから、保冷剤をたくさん使って冷やしてと言ったって、なかなか難しいので、たくさんのお弁当を冷やすためにはどうしたらいいのかを考えていかなきゃいけませんけれども、何らかのやっぱり手だてということで、大型の保冷バックですか、対応を検討してくださっているということで、その点は評価したいと思います。

では、再質問いたします。

子ども家庭庁も食事提供の事例集を出しております。調査によって昼食を提供しているところは一定数あって、実情に応じた対応を求めています。事例では、弁当の保護者負担は250円程度の市町村が結構あるんです。250円とか270円とか、今のところ犬山のお弁当の注文はそのままの料金だと思いますので、500円とかそのぐらいすると思うんですけれども、こういったやはり昼食といえどもお弁当といえども、子どもたちにとっては食育なんですよ。ですから、犬山もこういったものを導入して、安く提供するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

先ほどの答弁でもお答えしたとおり、長期学校休業期間において、保護者主体ではありませんが、弁当配達を利用していただいています。

また、今後は保護者の負担を減らすため、弁当配達業者の選定や交渉などに関し、市が協力することも検討したいと考えているところです。

しかし、弁当の保護者負担を安価にすることは、公費による負担が必要となりますが、その場合、児童クラブを利用していない多くの児童の存在や、弁当配達の利用者が2割弱にとどまっている実態を考えれば、多くの保護者から賛同は得難いものと考えます。

また、弁当配達の利用実態から考えれば、子ども家庭庁の放課後児童クラブの長期学校休業日における食事の提供事例集にもあるように、家庭で作られたお弁当を食べたいと希望する子どもが多いのだと推測されます。

そのため、令和6年9月議会の畑議員の一般質問でも答弁したとおり、児童クラブの食事提供に関しては、全国的に様々な動きがあることは承知しておりますが、当市では、引き続き保護者主体により、弁当利用者には実費を負担していただくべきと考えます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 子育て支援という面もあると思いますし、それは家庭で作られたお弁当を食べたいという子たちも多いと思いますけれども、なかなかお母さんたちがそれが忙

しくて作ってあげたくてもできないという家庭も多いんですよね。ですから、すぐにそう言って公平性とおっしゃいますけども、ほかの学校だってそれは一緒だと思うんですよね。それでもやはり250円で提供しているところがあるわけですから、そういったところもちょっと注視していただきたいなと思います。

それでは、次に行きます。3件目、丸山地区計画についてであります。

資料の3をご覧ください。これは犬山市ホームページからで、丸山地区計画の計画図です。全体の大きな枠が地区計画の範囲で、真ん中辺りに、四角いところがありますけれども、これが今回、話題にしている保養施設地区ということで、ここにサンパーク犬山があります。

それで、サンパーク犬山が、この3月末で閉館を公表しているというところから、ここが地元の人たちにとっても、これからどうなっていくのかな、今は民地ですので、誰か買収するかという、売りに出されているという状況ですけれども、誰が買うかによっても随分変わってくるかとは思いますが、ただこの丸山地区計画というのは、市とそれから住民の協力でできたものです。特にこのサンパーク犬山のことは、丸山地域の人たちが本当にいい地域にしたいということで、変な施設（※191ページに訂正発言あり）が建っては困るということで、そういった運動が起こって、それで一定の縛りをかけたというか、保養施設地区ということで指定をされたわけです。

そういったことを踏まえて質問をいたします。

今も説明しましたように、サンパーク犬山がこの3月末、今月、閉館を公表しております。保養施設地区の今後について、市としては、この地区をどのようにしていくのか、ぜひ地域住民の皆さんの意見を聞きながら、行ってほしいと思いますけれども、そういった市の方針をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

地区計画は、地区の皆さんにより道路や公園などの配置のほか、建てられる建物の用途や高さなど独自の制限を定めることにより、地区の特徴や目的に合ったまちづくりを行う制度で、市内では6つの地区で地区計画を定めています。

丸山地区計画は、名鉄犬山線の東側、犬山成田山の南を東西に抜ける都市計画道路成田富士入鹿線の南側に位置する21.4ヘクタールの区域を住宅地区19.8ヘクタール、保養施設地区1.6ヘクタールとして、平成3年9月に都市計画決定をしています。

保養施設地区は、当初、宿泊施設のみが建築可能となっていました。令和2年度に見直しを行い、宿泊施設の敷地に隣接する敷地であれば、店舗などの生活利便施設で、床面積の合計が1,500平方メートルまでのものは、建築できる計画変更をしています。

現在、保養施設地区の宿泊施設であるサンパーク犬山が、本年3月末で閉館を公表しており、土地と建物の所有者は当該土地と建物を売却する方針と認識をしております。

ご質問の保養施設地区の今後についてですが、地区計画は、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市が連携しながら、地区の将来像を設定して、その実現に向けて都市計画に位置づけ

たものであり、令和2年度に一度見直しを行ったことから、現時点においては市として、再度見直す予定はありません。

一方で、都市計画法には0.5ヘクタール以上の一団の土地の区域について、地権者の3分の2以上の同意を得て、都市計画の変更を提案することができる都市計画提案制度が定められています。

今後、土地所有者から丸山地区計画の保養施設地区について、都市計画提案があった場合は、市として都市計画変更の必要性を検討し、判断することとなります。

なお、地区計画の見直しに対する区域内住民の意見の反映については、土地所有者が市に都市計画提案をする際には、区域内住民への説明及び理解を得ていることが必要となります。

また、提案に対して、都市計画を変更することが必要と判断した場合は、都市計画変更の手続においても、市からの説明会や都市計画案の縦覧など、区域内の住民の意見を伺いながら手続を進めます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございます。いろいろな制度があるということ、それから必要に応じて、住民の意見を聞いていくということは分かりました。

すみません、議長、私、自分の発言の中でちょっと訂正したいと思います。住民運動のところで、変な施設というふうに発言してしまいましたけれども、ふさわしくない、そういった施設がここにできては困るところで、住民運動が起きたというふうに訂正をしたいと思います。すみません、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 了解いたしました。

◎12番（岡村千里君） では、4件目、施政方針についてに移ります。

要旨の1、学校給食無償化の拡充について。

これは施政方針ということですので、ぜひ市長にご答弁願いたいと思います。

学校給食の無償化は、子育て支援としてとても重要であると考えております。原市長の選挙公約にもあったというふうに認識しております。犬山市では1学年ずつこの無料化が進んでいますけれども、今、無償になっている、無料になっている学年と、そうでないところ、そういった学年があるということで、私としてはもっとスピーディーに進める必要があるなというふうに思っています。

資料の4をご覧ください。これは学校給食費への自治体独自補助ということで、2023年の愛知自治体キャラバンのまとめになっています。犬山市のところは、第3子が無償化というところですので、これにまだ付け加えて無償化が進んでいる状況ですけれども、ほかの市のところをよく見ていただきたいなと思います。丸印のところと二重丸のところとありますが、一重丸のところは、犬山市と同じように、一部の無料化をしているところ、二重丸のところは、完全に無料化を進めているところとなります。

愛知県ではなかなかこれ進んでいないというのが現状なんですけれども、各市が一生懸命これに取り組んでいるなということは分かると思います。

そういったことを踏まえて、質問をさせていただきます。

現在小学校1年生、6年生、それから中学校3年生、第3子以降の子どもたちが学校給食

の無料化とされております。新年度は小学校2年生がこの無料化されるということですがけれども、その理由をお聞かせください。

2点目として、この学校給食費の無料化を小中学校全体にしていく必要があると思いますけれども、今後のスケジュールをどうお考えなのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の質問にお答えをさせていただきます。

学校給食の無料化については、この事業は、子育て支援であり、未来の投資です。子ども育ちを犬山の社会全体で応援していきたい、そんな思いで執り行っています。

その目的で少しでも若い世代、これからの子育て期間がまだ長い皆さんへ支援を進めたいという思いから、新たに拡充する学年を小学校2年生と判断をさせていただきました。

市全体の財政状況を見ながらにはなりますが、今後も拡充は進めていきたいという考えに変わりはありません。

そもそも学校給食の無料化は国がやるべきだと考えていますし、その要望と発言を繰り返してきました。国がやってくれないから、子育て支援に学校給食の無料化は必要との考えを示すためにも、犬山で実施をしているところであります。

今、国で学校給食の無料化について深く議論がされ、大きく動きつつあります。そこで今後のスケジュールについては、その動きを注視しながら決めていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 注視しながら進めていくということは分かりますが、もうそろそろ全体像、あと何年かけてやっていくのかという見通しもぜひ示していただきたかったなと思います。

もう一回、この資料の4をご覧ください。各市町でいろいろな丸印のところは一部助成をやっています。大口町は半額助成、それからほかのところでも、1食当たり10円だとか20円だとか、そういった形で助成しているところも結構ありますよね。そういった状況を踏まえながら再質問させていただきます。

小学校2年生を無料にしていくということですがけれども、1学年ずつそうやって無償化を拡充するとしても、高学年のほうから、中学校2年生とか、それから小学校5年生辺りから無償化するほうが、低学年のほうから無償化するよりも、多くの子どもたちが恩恵を受けられるのではないのでしょうか。

今回、1年生、2年生になるんですけれども、例えば今の2年生の子たちは、来年3年生ですから恩恵を受けられません。また、その次はその3年生をやるとしたら、また受けられない、結局6年生になるまで恩恵が受けられないわけです。

2点目としては、物価の高騰が続いて、1食当たり小学校は今320円、それから中学校では380円ということですがけれども、愛知県下で結構これ高い状況です。高いからといって、確かに自校方式、いい方式を取り入れていますので、高くなるのは当然と言えば当然なんですけれども、ですけどやはり保護者の負担軽減のために、やはりその公費で半額負担、ある

いはそれが無理であれば、1食当たり30円とか50円とか、そういったものを公費で負担などを行うべきではないでしょうか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私も、上の学年から進めていくことも選択肢の一つとして考えてきました。ですから、岡村議員がおっしゃることも理解はできます。ただ、先ほど申し上げた通り、若い世代への支援を進めたいという判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

また、現時点で無料化となっていない学年の給食費の一部を公費で負担する考えはありません。ただ、急で大きな動きがあって、給食費の値上げをしなければならないときは、公費負担を考えていかなければならないとも思っています。

また、今予算で学校給食の無料化や一部負担ではありませんが、来年度予算に、子育て世帯を応援するため、市独自の子育て世帯応援特別給付金を、子ども1人当たり1万円の支給を計上させていただいています。少しでも家計の負担軽減につながればとの考えです。子育て支援策であります。

そして繰り返しになりますが、給食費の無料化については、拡充していく方向であり、財政状況や国の動きを見ながら、今後も無料化を進めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 若い世代を応援していくということはもちろん分かっています。低学年でも高学年でもそれは一緒なわけですので、ちょっと今の高学年からやっていくほうがいいなというところは、ちょっと納得できないお答えでした。

再々質問します。

やはり犬山市だけで無料化を進めるというのは本当に大変です。愛知県でなぜ学校給食の無料化が進まないのか。愛知県がやっぱりこれに取り組んでいないってことが大きいと思います。関東の群馬県では、県が助成しています。ですから、群馬県の市町村は全て、一部または全額無料という市町村が多い。また、青森県は、2024年度予算で、県内全ての小中学校の無料化を予算を立てました。ですから、県がそれを全部やったということです。また、東京都も助成する前は50%の市町しかこの給食費の無料化を行っていませんでしたが、助成した後は100%、一部、あるいは全額無料化になったそうであります。

そこで、再々質問をいたします。

先ほども国の状況は今動いているようではございますけれども、国や愛知県に対して、この学校給食の無償化に踏み出すよう求めてほしいと考えていますけれども、そういった声を上げていただけますでしょうか、ご答弁をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

これまでも繰り返しお答えをさせていただいておりますが、そもそも給食は国の責任において執り行われるべきだと私の考えは変わりはありません。

その中でも、これまでも犬山市長という立場で、愛知県市長会や市長会開催の自民党愛知県連所属国会議員との意見交換会の場において、給食費無料化の必要性から要望を重ねています。この考えと姿勢には変わりはありません。

市長会でもほかの市長さんはなかなか発言されない中、私はいつまでも発言主義であり続けたいと思っています。これからも国や県に対し、機会を捉えて働きかけていきます。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ご答弁ありがとうございました。子育て支援、どこまでいっても深い問題でありますけれども、これからも市民の皆さんと様々な意見を交わしながら、よりよい政策提言できるよう頑張ってまいります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

2番 ビアンキ恵子議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 2番、ビアンキ恵子です。2件の一般質問をさせていただきます。

1件目、公共ライドシェアの現状と、これからについて。

岐阜バス明治村路線の一部路線廃止されたことにより、交通空白地ができ、利用されていた住民の通勤・通学をカバーするため、市として公共ライドシェアを始めたということは理解しています。この件は議会でも多く議題に上がりましたし、所属している総務委員会でも何度も議論されました。他市町で既に行われている自治体の視察にも、担当課の方と一緒に行ってきました。その上で、やはり幾つかの不安材料もありますので、一般質問をさせていただきます。

要旨①昨年12月から始まった公共ライドシェアの利用状況について。

12月、1月の利用人数、目的地としてはどうなっていますか。また、もともと一部路線廃止になる前にこの路線を利用されていた住民の方々の利用状況はどうでしたか。よろしくお願いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

利用人数については、12月が延べ64人、1月が延べ75人です。1日平均では、12月が3.2人、1月が3.9人で、定期的な利用者は2人です。

目的地としては、電車を利用して通勤・通学される方が、自宅付近の停留所から犬山駅まで利用されるという乗車がほとんどです。

岐阜バスは昨年4月に減便しましたが、減便前の定期による利用者は17人と聞いています。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 廃止をする前より、利用人数が減っている一つの理由に、犬山中央病院の職員のために病院側がマイクロバスを出していると委員会で説明がありました。結局、利用人数を考えると、このライドシェアに係る費用はどのようなのだろうかと思います。

そこでお聞きしたいのは、要旨②市が支出する経費としての内訳についてです。

このライドシェアを運行するに当たり、市としてどういった経費を支出しているのかお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

公共ライドシェアは、交通事業者の協力で実施をしており、運転者の雇用やシフトの作成などの運行管理と、車の点検などの車両管理を、名鉄西部交通にお願いしています。

運行管理と車両管理についての経費を基礎額として、そこから運賃収入を引いた額を運行負担金として、毎月、支払っています。

基礎額は月23万3,640円で、運賃収入は月に約2万円なので、毎月約21万円を運行負担金として、名鉄西部交通に支出しています。

そのほかに、車両の燃料費や保険料、スタッドレスタイヤ、無線やドライブレコーダーの設置作業の経費があり、2月20日までに、公共ライドシェアに関する全体の経費として、約110万円を支出しています。

なお、車両については、トイファクトリーから令和8年3月末まで無償リースとしています。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 今分かっているのは、令和8年3月末まではライドシェアの運行を続けていくということですね。犬山市内では、コミュニティバスでさえ、住民の足としては満足いくとは言えません。その中でこの一部の交通空白地だけのための対応にはどうかと思うところがあります。

要旨③これからの公共ライドシェアの運行予定について、このまま令和8年4月以降も継続運行していくのか、また、コミュニティバスの再編成をしていくのか、どのように考えているのかお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

今回の公共ライドシェアは、岐阜バス減便の代替措置として実施する一方で、全国的な運転者不足の状況において、わん丸君バスに替わる新たな交通手段の模索という観点で、実証実験としての役割もあります。

実証実験の内容としては、2種免許を持つプロの運転手でなくとも、トラブルなく安全な運行が可能であるのか、2種免許が不要であればドライバーは集まるのか、また、支払いをQRコード決済に限定していますが、利用者の状況はどうなるのかなど、わん丸君バスでは検証できない内容を把握することができます。

ただし、あくまでも緊急的な臨時措置として国から認可された事業ですので、車両の貸与期間である令和8年3月を一旦の区切りとして、実施期間としています。令和8年4月以降の運行に関しては、今後の利用状況等を見て検討していきます。

◎議長（柴田浩行君） ビアヰ議員。

◎2番（ビアヰ恵子君） 再質問させていただきます。

ドライバー不足は全国的な問題と十分理解しています。ライドシェアだけでなく、視察に行った京丹後市や丹後町では200円バス、市営デマンドバス、EV乗り合い、ウーバーアプリを活用した支え合い交通など、あらゆる手段を考えてやっています。

犬山でも鈴木議員が中心となり、楽田地区3か所において、コミュニティでドライバーを確保し、地域住民の足のために活動されています。

答弁であったライドシェアの実証実験も大事ですが、やはりドライバーをいかに確保し、増やしていくことは重要課題です。各自治体がドライバーを確保するため、岐阜市が路線バス運転手に公営住宅無償という記事もありました。また、女性運転士の積極的な採用、定年延長、尼崎市のように市内外を走る阪神バスなどと覚書を交わし、運転手に採用された転入者に市営住宅の空室を月6,000円で貸したりなど、全国で地域住民の足を守るため、あらゆる対策を模索しています。

ライドシェアのドライバー確保もとても大変でした。継続していただけるかも分かりません。市としてドライバー確保について何か検討されていますか。あるかないかだけでも結構です。あれば、具体的な例を挙げていただければありがたいです。

◎議長（柴田浩行君） ビアヰ議員、公共ライドシェアの運転手の確保ということでもいいですか。

◎2番（ビアヰ恵子君） いいです。

◎議長（柴田浩行君） そうですね。要旨がそうなってますから、公共ライドシェアにおいて運転手を確保について、どう考えているかということですね。

◎2番（ビアヰ恵子君） はい、いいです。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ビアヰ議員の再質問にお答えをします。

公共ライドシェアの運転手の確保についてですが、当初は6名を募集をして、6名応募がありまして、採用をしました。その後、2名が辞めてしまったんですけど、現状では、シフトのほうを考えますと、4人で事足りるというふうに考えておりますので、現段階ではこのドライバーを増やす計画のほうはございません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 今はライドシェアだけについてですけど、どちらにしてもドライバー確保というのは大きな問題だと思うので、市としてもこれからドライバー確保について何かこれから検討していただければありがたいと思います。

2点目、育休退園制度の廃止についてです。

育休退園というのは、保護者の方が出産に伴って育児休業を取得された場合、既に保育所などを利用されているお子さんが退園になることです。12月議会で保育を守る会の方々から、育休退園制度の廃止を求める請願が出されました。

私はその請願について採択してほしい、賛成の立場で討論させていただきました。ほか全議員が趣旨採択でした。というのは、思いは同じく、育休退園制度の廃止が必要だということです。

玉置議員、柴山議員が続けて一般質問されていますので、状況も答弁内容も十分理解しています。しかし、なぜ今続けてこの件について取り上げたかという、議会も市民からも廃止を望んでいること、一番は女性が妊娠して子どもを産む時期を待ってとは言えません。出生率が低いとか、子育て支援というのであれば、環境を整える必要があります。

市として育休退園制度の廃止をいつ頃からと考えているかについてお聞きしますが、実は市のホームページ「住むまち犬山」の、「ここがポイント」の記載で、毎年4月1日時点では、保育園の待機児童はゼロ、また2020年の広報犬山には、「待機児童ゼロ、全国的に保育園の入園待機が問題となる中、犬山では公立13園、私立2園に入園できるようにしています。」と掲載されていました。これは誤解を招くと思います。

改めて確認したいのですが、ここ数年で退園になったお子さんの人数と、待機児童は何人のお子さんがいますか、お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

2月末時点での、育休退園児童数は20人、待機児童数は、ゼロ歳児10人、1歳児1人、合計11人となります。

他の自治体では4月1日時点において、待機児童が発生している中、当市においては、4月1日時点で毎年待機児童数はゼロであったことは、間違いではありません。

この表記について苦情や質問を受けたことは現時点ではありませんが、必要に応じて見直しは検討してまいります。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアンキ恵子君） 再質問します。

ちなみに、待機児童ゼロの記載については誤解を招きますよと言っているだけで、ちょっとそんな答弁されるとは思いませんでした。

前回、私の討論の際に少し触れましたが、兵庫県明石市の市長とこども局こども育成室の記者会見を読みました。ここは待機児童が50人、全国でも6番目に多いそうです。しかも、退園を余儀なくされたお子さんが毎年1人程度だそうです。

記者会見の中で、なぜ今のタイミングで廃止するのかという記者の質問に、「本会議での議員からの声、自身も子育てしてきた中で、子どもたちの環境を変えずに行くことが大切だと思い決断したところです。」と発言されていました。

そこで、お聞きしたいのは、以前の答弁で、保育士不足が原因と言われています。ですが、退園された子どもさんの代わりに待機児童が入園する。そして、退園されたお子さんは待機児童になる。また、犬山市では新しくできる保育園の保育士も確保されるはずですが、どうしても私には保育士不足と育休退園制度の廃止の整合性が分かりにくいのですが、説明をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

明石市の育休退園制度は、新たに下の子どもの育児休業を取得する場合、年齢に関係なく、上の子どもが保育園に通えるのは、育児休業を取得することとなった下の子どもが満1歳になる年度の翌4月29日までとし、その後、保護者は復職しなければ退園となります。

犬山市の育休退園制度は、3歳児以上や、年度の初日に在籍している2歳児を持つ保護者は、下の子どもの育児休業を取得する場合は継続して在園できますが、ゼロ歳児、1歳児を持つ保護者が、下の子どもの育児休業を取得する場合は、取得した時点で退園していただくという制度となっております。

以上のように、明石市と当市とでは、育休退園制度そのものの仕組みが異なり、明石市は、制度により退園をした児童は令和6年4月で1人とのことです。

明石市の市長コメントは、制度を残したまま在園児が退園になった場合、空いた枠に別の待機の子どもが入園できますが、退園した子どもが入園申込み可能となった時期に、新たに申込みをして入園できなかった場合は、その子どもが待機となり、対象の子が入替わるだけであるため、この制度と待機児童数の問題は関係がないと発言されたものと認識しております。

この点においては、制度により退園した子どもは一定期間入園申込みはできないものの、潜在的な待機児童となるため、待機児童数の考え方としては、当市においても同様であると判断しています。

明石市は、待機児童は、令和6年4月1日現在50人とのことです。当然のことながら、人口規模も違うため、単純に比較することは適切ではないと考えますが、ゼロ歳から6歳までの人口規模は、2月現在で、当市が3,020人に対し、明石市が1万9,969人で約6倍、保育施

設数は、当市は15施設に対し、明石市は152施設で、当市の約10倍の施設が存在していることから、預け先も多く、制度廃止による影響も毎年1名程度とのことであります。

施設数が多く存在するという事は、保育士も多く配置されており、人員配置により対応できる幅も当市とは全く環境が異なります。

令和6年11月定例議会の玉置議員の一般質問で市長が答弁したのは、保護者が育休を取得することにより、在園の児童が退園しなければいけない状況を少なくしていく議論を進めていましたが、保育士の確保が追いつかないため、対応できないとの趣旨であり、制度の廃止に言及したものではありません。

保育士の確保と育休退園との関係ですが、年度当初には入園される全ての方に対応するため、クラス編制や人員配置、またそれに必要な保育士の確保などを行い、年度当初では待機児童を出さない対応が可能ですが、転入や保護者の就労などにより、年度途中に入園を希望される方も当然あり、そうした方への対応を年度当初のように全ての園のクラス編制や人員配置などで対応することは、現実的に不可能なため、保育士を確保し対応しなければなりません。そのため、在宅で保育ができる環境の方は退園していただき、その枠に年度途中に入園を希望され、入園をお待ちいただいている方へ対応していることから、双方を受け入れるためには保育士の確保が必要となります。

◎議長（柴田浩行君） ビアツキ議員。

◎2番（ビアツキ恵子君） 明石市の説明がとっても長くてびっくりしたんですけど、明石市については、私は一つの例として紹介しただけです。実際廃止された自治体ではほかにも、佐久市、大垣市、四日市市、所沢市、猪苗代町など、それぞれの自治体が努力をされています。犬山市だって何かできるんじゃないかと思っています。

前回、玉置議員の一般質問に対する市長の答弁で、保育ニーズに対応するためには、民間事業者による小規模保育園の設置も選択の一つだという答弁をされました。令和7年には橋五子ども未来園、令和8年には民間事業者の運営による保育園が開園されます。保育士不足と言われている中、民間の保育園は保育士の確保がされるはずですが、今後、民間の小規模保育園を活用することで、令和8年度には育休退園廃止は可能であり、令和7年10月頃申込みが始まると思います。そのタイミングで廃止を決めることができるはずですが、ご見解をお聞かせください。再々質問ですみません。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再々質問にお答えします。

本年11月議会の玉置議員の一般質問でもお答えしたとおり、保育ニーズが高まる一方、保育士不足の現状を踏まえ、保育ニーズに対応するために、民間事業者による小規模保育園の活用も選択の一つであります。現時点では市内には設置されておらず、その要因については分析する必要があると考えています。

議員より新たな園も開設されるのだから「令和8年度に育休退園制度廃止」とのご提案がりましたが、保育士の確保が厳しくなっている中、新園においても余裕を持った保育士の

確保は困難な状況にあることはご理解いただきたいと思います。

育休退園制度の廃止に限らず、その見直しについては、そうした課題に見通しが立たないことには、その時期を明確にお答えすることはできません。

◎議長（柴田浩行君） ビアキ議員。

◎2番（ビアキ恵子君） 私は再々質問までしたので、これ以上は質問できないので、指摘だけさせていただきたいと思います。

まず、待機児童をなくすこととか、それから育休退園制度の廃止をするということは、当然、保育士の確保が大事だということは分かります。

実際調べてみると、例えば野田市では保育士の仕事を希望する方に、野田市の保育所にお子さんを優先的に入所できたりとか、保育士の給与を上乗せする補助金とか、月々の家賃の補助、各種支援を用意しています。あと保育士奨励金として就職時に10万円、6か月勤務経過後10万円を支給。東京江戸川区では最大5万円の給与加算、それから滞在保育士向けの就業体験などいろいろされています。

私が今回質問したのは、答弁の中で市として何かできることとか、一つでもあるのではないかとあって質問させていただきました。でも、今日答弁は全部できないとかということの繰り返しで、とても残念だと思いました。

犬山市が子育て支援とかをいつも言われていますが、保育園に実際通わせているお母さんたちからの切実な願いの声です。仕事をしながらもお母さんたちが安心して2人目の子どもを生み育てることができるとか、子どもさんみんながちゃんと保育園に通えるという、そういう環境づくりにしていくことはとても大事です。ですから、できない、できないというよりも、保育士が働きたいと思うような環境をつくってほしいと思うので、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（柴田浩行君） 2番 ビアキ恵子議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団の岡 覚です。今回、4

件の一般質問を発言通告させていただきました。市長をはじめ当局におかれましては、ぜひ  
ご丁寧な説明をまずもってお願いいたします。

質問の1、下水道の維持管理の強化についてであります。

これに関しては、埼玉県での事故に伴って光清議員、そして鈴木議員からも質問があり、  
それぞれ答弁がありました。質問に若干重なる部分があるんですけども、それは既に答弁  
したことについては、答弁を省略しても結構ですので、ご答弁をいただきたいと思いを  
ます。

①下水道（幹線・枝線等）の計画的・予防的維持管理のため、計画の確立、予算の確保等  
について質問いたします。

枝線等とあります「等」は、マンホールとか、そういう附帯設備を含めてという意味であ  
ります。それから、予算の確保等とありますけれども、私はこういう中で人材の確保や育成  
というのも大事な課題だなという認識があります。それらを含めて①について質問いたしま  
すので、ご答弁お願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

下水道幹線及び枝線等管路施設の計画的・予防的維持管理については、令和元年度に策定  
した犬山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・調査を行い、その結  
果によって改築工事を実施しています。

このストックマネジメント計画は、幹線や県道の下にある重要な管渠及び施工から30年以  
上経過した陶器製の管渠を対象に、定期的な点検・調査を行うもので、国の補助金である防  
災・安全交付金を活用し実施しています。

また、点検・調査結果により改築が必要と判断された管渠については、次年度以降に主に  
既設管の中に新たな管渠を構築する管更生工事を行うこととしており、計画に沿った改築工  
事が実施できるよう予算の確保をしています。

令和6年度については、この計画によりマンホール内部の点検を103か所、テレビカメラ  
による管渠内の詳細調査を約10キロメートル実施しました。

令和7年度以降も、計画に基づく点検調査及び改築工事を確実に実施するため、国の補助  
金等を活用しながら、予算の確保と適切な維持管理に努めてまいります。

また、職員につきましては、令和6年度より1人職員を増員して、下水道の工事等に奮闘  
していただいているところです。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

次に、②国・県に対して維持管理のための助成制度創設を働きかけることについて。

中央道の笹子トンネル事故がありまして、その結果、今までは維持管理や補修修繕に国の  
助成がなかったわけですけども、これ以降、そうした維持管理や修繕、補修に関しても、  
国の補助制度がしっかりと付くようになったというふうに認識しておりますけれども、下水  
道に関しては私は十分なのかどうかちょっと疑問を持っていて、しっかりと国・県の方

針に基づいて下水道施設が造られてきた経緯は承知しておりますので、当然のことながら維持管理や修繕等についても助成があつてしかるべきだという思いでありますので、この点について質問いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

これまでも、五条川左岸処理区協議会及び五条川右岸流域下水道推進協議会において、国への要望活動を毎年行っており、今年度は、令和6年11月に要望活動を行っております。

埼玉県八潮市の下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、来年度以降は、下水道施設の老朽化対策に対する補助金の確保や制度の拡充を行うよう、協議会を通じて国へ強く働きかけていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

答弁の中では、下水道に関してはまだまだ不十分な部分があるというふうに感じました。ぜひ強く国に働きかけていくべきだというふうに思いますが、当然今ある協議会を通じてということではありますけれども、こうした役割を私は首長が大きい役割を発揮しなければいけないし、できるものだというふうに思っていますので、原市長、一言、この点での国への働きかけについてご意見をいただきたいと思っております。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをいたします。

今回の埼玉県八潮市の事故、事件を受けて、全く思いは同じであります。国も2メートル以上の管についてはありますが、緊急点検の要請があり、国もその意識を強く持っているんだと認識しています。

改めて犬山市としての下水の在り方を整理しながら、発言すべきことは発言しながら、強く要望をし、これからの犬山の下水道の維持管理について、前に進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。次に移ります。

2、基本的人権擁護の立場から、認知症に対する施策の強化について、お伺いいたします。

①認知症基本法の基本理念に基づき地域の実績に即した「認知症施策推進基本計画」の作成について。

これについて、市町村に策定の努力義務が課せられているというふうに認識しています。しかし、犬山市は現時点ではまだ未定であります。どういう準備をされているのか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、市町村に対し、認知症施策推進基本計画の策定の努力義務を定めています。

市町村の計画は、国と都道府県の計画を基本とすることが定められており、国では、令和6年12月に計画が策定されましたが、愛知県には、国の計画を踏まえた計画がありません。

昨年2月の小川清美議員からの一般質問の際にもお答えしたとおり、認知症施策は、高齢者福祉における重要かつ危急の課題だと認識しておりますので、愛知県の作業を待つことなく、令和8年度に当市の計画を策定するため、新年度予算案には、それに先立つ実態調査のための経費を計上させていただいたところです。

なお、令和8年度の計画策定を目指す理由は、認知症基本法により、高齢者福祉計画と介護保険事業計画との調和を保つことが定められており、その改定時期が令和8年度となっていることを申し添えさせていただきます。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。よりよい計画が作成されることを期待いたしております。

次に行きます。2、認知症の早期発見と適切な治療につながるような「もの忘れ検診」などの無料検診事業の実施について。

名古屋市が実施しております「もの忘れ検診」、こういうことが犬山市でもできないかどうか。

さらに、なかなか検診に行きたがらないんですね、家族の方がそう心配してもですね、そういう方が早期発見・早期治療につながる、そういう方策は私は必要だと思っておりますけれども、当局はどのように考えているのでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

「もの忘れ検診」は、主に認知症の早期発見を目的とした検査で、認知症の診断を行うものではなく、初期の段階で適切な対応や治療につなげることにあります。

本市において、医療機関への委託などによる「もの忘れ検診」は実施しておりませんが、令和5年度より、フレイル予防事業として、70歳、76歳を対象としたフレイルチェック票によるセルフチェックの中で、認知症の早期発見のための項目を設けています。

このセルフチェックにより、認知症へのリスクがあると判断される方に対しては、高齢者あんしん相談センターの相談員が自宅への訪問を行い、生活上の問題がないかなどの聞き取りや、専門家の診断が必要と判断されるときは、医療機関への受診勧奨を行っており、令和5年度は35名、令和6年度では74名の方へ訪問を実施しました。

医療機関での問診チェックによるスクリーニングではありませんが、認知症にリスクのあ

る方に対するフォローアップは既に実施していることから、当面はこの方法を継続してまいります。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

フレイルチェックというのは、私も大事だというふうに思っていますし、この方法での現在の状況を分かりましたので、ぜひ強めてほしいというふうに思います。

次に移ります。3、認知症の人が事故を起こしたときに備える保険料無料の賠償保障制度の実施についてです。

県下では、犬山市を含めて30以上の市町でこの制度を実施していると思いますが、有償というのはごく少数だというふうに認識しています。犬山市はこのごく少数の有償なんですけれども、自治体の行政サービスというのは、私はこの何でも無料にすべきだというふうには思っていません。しかし、これだけは無料にすべきだというふうに思うんです。

というのは、様々なこと、認知症のことが、これは多分電車の事故が契機でスタートしたんだというふうに思っていますけども、そうしたいろんな事故が起きた場合、そういうことを想定したときは、多くの人がこの制度に入っていてほしいんですよ。それには無料にするしかないというふうに思っています。そういう点で、これは無料の賠償保障制度に犬山市も切り替えていくべきだというふうに思っていますが、この点はどう思っているのか、お聞きいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

当市では、令和3年度からこの事業を実施していますが、加入者負担の在り方を含め、他団体の状況は把握しています。

ご指摘の無料化については、他の高齢者福祉施策はもとより、先ほど申し上げた認知症施策推進計画の策定の中で、当市が実施すべき認知症施策を見極めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 見極めてということではありますが、先ほど申しましたように、これだけは無償にすべきだということ強く思っていますので、期待していますので、よろしくお願いたします。

次に移ります。図書館での対応について。

10年近く前の2016年に一般質問で、認知症に優しい図書館であってほしい、また、認知症について調べたい、こういう図書館であってほしいという質問をいたしました。その後、また現在はこれに関して、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

図書館は、年間約12万人の利用者があり、1日平均にしますと約400人、日々、多くの方が来館されていますので、年齢や見た目の区別なく、全ての人に図書館サービスを提供できるよう、来館者には丁寧な対応を心がけています。

図書館は静かな空間で、長時間滞在される方や高齢者の来館も多くありますので、定期的に館内を巡回して、認知症であるかどうかにかかわらず、心配な場合は、お声がけして様子を確認するなどしています。

次に、図書館で認知症のことを調べたい場合については、認知症コーナーを今のところ設けてはいませんが、「認知症」というキーワードがつく書籍を200冊以上所蔵しており、内容も医学書から社会問題、随筆まで多岐にわたりますので、利用者の方のニーズにおおむね応えることができると認識しています。

また、図書館司書を5名以上配置しており、レファレンスサービスを用いて調べ物のサポートをすることもできますので、積極的に利用していただけるようサービス向上に努めているところです。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

次に行きます。3、入鹿池から池野信号までの歩道設置事業の進捗状況についてです。

前半と後半に1期事業と2期事業に分けて、約10年でという事業がスタートしてから間もなく10年近くになります。

1期事業の途中が終わっていない段階で、今、2期事業の用地交渉を含めて始めているのかなという、私なりの理解でおりますが、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

ただ、ここの県道に関して、市道が3本ほど接続し、その接続部分の形状もどうなっているのかが、地域では問われている状況にあります。そうしたことも勘案して、進捗状況について教えてください。県事業ですのでよろしくお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

県道多治見犬山線の歩道設置事業については、令和5年度に一部、暫定歩道が設置され、今年度から県道明治村小牧線との交差点改良及び池野信号までの歩道設置に伴い、用地取得が必要となることから、現在、地権者との交渉を行っている状況であると聞いています。

市としましても、引き続き愛知県と早期事業完了に向け、協力していきたいと考えております。

また、市道につきましても、同様に地権者等の交渉に、県と同じ所有者等になりますので、歩調を合わせながら用地取得に努めてまいりたいと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。私はすぐ近くに住んでいて、しょっちゅうあの辺りを行き来したりしてしまして、もともとの私の住所の地番が池野の地番とい

うこともありまして、強い関心を持っています。

そんな中で、今、用地折衝という、こうした中で、そこの地権者等から様々な声が寄せられてきています。また地域住民、この道路を利用する者、私もその1人ですけれども、特に市道との接続部分の在り方ですとか、全体を通してやはり安全な道路であってほしいという、安全性の観点からも、いろいろな意見が出されています。私も一部は聞いているつもりでありますけれども、こうした声をしっかり聞いて対応することが、より早い事業へと進めていくことにつながるというふうに思いますし、より安全な道路整備になっていくというふうに思っています。

そこで、再質問として、県とともにしっかり対応すべきだというふうに思っていますが、この点で確認の意味でどうなのかを重ねてお伺いしておきたいと思えます。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

今後の事業の進捗に伴い、新たな意見・要望などがあれば、愛知県とともに共有して対応していきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） この事業は、非常に大事な事業だと思うんです。安楽寺からスタートして、当時細かった歩道を広げて、幅1.5メートルの歩道をずっと造ってきて、池野信号のところで止まっている。これを池野信号から入鹿池までつなげて、全体として完了するという事業で、私がこの議場で本当に何度も何度も取り上げてきた事業だというふうに思っています、最終局面だと思っていますので、しっかりお願いしたいというふうに思っています。

次に行きます。4、施政方針について。

①橋五子ども未来園と（仮称）新羽黒保育園のそれぞれのコンセプトについて質問いたします。

施政方針では、19ページにこう述べられています。「いよいよ、橋五子ども未来園が令和7年4月より開園します。地域や関係者の方々のご理解とご協力の下、当地で初めて2園を統合新設により整備する保育所となります。コンセプトは田園風景と調和するヒミツ基地のような子ども未来園であり、多様な年齢の子どもたちが思い切り遊び回れる子ども未来園、保護者・地域住民・職員、全ての皆さんが使いやすい、大人もうれしい子ども未来園、自然に優しい、地球に優しい、犬山に優しい子ども未来園の視点を持って、園舎は、省エネ・創エネにより、エネルギー収支ゼロを目指す環境に配慮したZEB化建築とし、将来を担う、犬山の子どもたちが親しみ、わくわくできるような子ども未来園の創出を目指していきます。」と述べて、夢がいっぱいのわくわくするような保育園が、いよいよ4月より開園ということをやった一方で、（仮称）新羽黒保育園については、「民設民営による認可保育所として、ライクキッズ株式会社により、5月に整備事業を開始し、保育運営を令和8年4月開始に向け進めます」というふうで施政方針にうたわれているんですが、私は原市長の施政方針全体、それこそわくわくしながら聞いていまして、共感できるなと思うところが多々あ

りました。

一方で、若干ちょっと僕の思いと違うなという違和感を覚えたところも数か所ありましたが、その代表的な1点がここなんです。

なぜ違和感を持ったかというので言えば、新羽黒保育園に関して、わくわくするような、そうしたこの夢と希望が語られる箇所がなくて、コンセプトについても語られない形だったんです。私は非常に残念だったんです。

もちろんご承知のように、1月20日に財産の無償貸付でライクキッズ株式会社に無償貸付けを行い、この事業がスタートするということは、私は反対しましたがけれども、賛成多数で決まりました。

これから工事が始まっていく中で言えば、私も何もかも反対したんだから、反対を貫くという、そういう姿勢ではありません。この辺は誤解しないようにきちんと認識しておいてほしいんですけども、もちろん原則的なところは反対ですが、しかし議員として、これが決まってできる以上は、地域にも喜ばれ、子育ての父母にも喜ばれる、できるだけいい保育園につくってほしいんです。その辺の気持ちは、反対したからどうのこうの言うんでなくて、反対しても決まって進められることについては、その中でよりよいものを目指す、そういう立場で発言は重ねたいと思いますし、質問も重ねたいというふうに思ってるんです。その辺はきちんと理解してほしいというのが、私の議員心理としての思いです。

いわゆる大人として、もちろん大人でも歳いった75歳の後期高齢者を過ぎた大人として、そういう思いで、できるだけだから協力できることはやはり、原則反対であったとしても協力できることは協力したいし、助言できることは助言もしたいし、とにかくいろんな形で、つくっていく以上は、よりよいものをつくってほしいという思いがあるんです。ですから、ライクキッズ株式会社にもその辺のことも理解してほしいなというふうには思います。

それで、先ほどのコンセプトはと伺ったんですけども、コンセプトはこの橋五子ども未来園については、全部で12億円をかけて、わくわくするような子ども未来園をというふうに語っているわけですけども、残念ながら新羽黒保育園については語られていないもんですから、いやそうじゃないんだと、1年遅れたけれども、これだけいい保育園を目指していきたいんだということを、やっぱり市長のほうから、施政方針ですので、語ってほしいという思いで質問に取り上げました。ぜひ、その辺の私の心情も理解の上で、市長にご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

思いは同じです。子どものため、犬山のためですから、ぜひ思いを同じくして、これからの新羽黒保育園についても議論を一緒に深めていきたいというふうに思っています。

その中で新しい保育園の整備と運営については、犬山市の保育理念である保育者の温かい人間性で保育を展開し、豊かな心と丈夫な体で遊ぶ子どもに育てるを基本としています。

この基本理念は、橋五子ども未来園も新羽黒保育園も同じであります。よって、事業者は

この理念を基に、子ども未来園の保育に関する基本原則や、保育の内容などを示した、犬山市カリキュラムの参考とし、整備及び運営を進められていきます。

じゃあ、どんな羽黒保育園からコンセプトが示されているのかと申し上げると、どの保育室からも園庭が見えること、子どもたちの遊び心と好奇心をかき立てること、豊かな心と丈夫な体でよく遊び、よく育ってほしいとされています。また、建設される園舎についても、近隣の田園風景との調和に配慮する方針とされており、市の理念にも踏まえたものであると受け止めております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 市長、答弁ありがとうございました。その上で、2つ再質問させていただきます。

1つは、橋五子ども未来園と新羽黒保育園の格差って一言で言ったらいいんでしょうか、これはできるだけ少なくしてほしいというのが思いなんです。

ZEB化に関しては、これはどうしようもない格差としてスタートせざるを得ないというふうに思っていますけれども、そのほかのことについては、極力格差を感じないようにすべきだというふうに思っています、例えて言えば、設計がどうなってるか分からないんですけども、非常に分かりやすい例は、例えば駐車場から園舎への導入の形態ですね。それから、1月の臨時議会のときに発言しましたが、保育士の配置基準等、こうしたことが、これ以上格差が生まれないように、むしろ格差が埋まって、いや、私立のほうがいいじゃないかと言われるような、こういう状況をつくってほしいというふうに、地域で長年議員やってきましたから、この地域では誇るべき保育園だと言えるような保育園にしてほしいという思いがありますので、その点がどうなのかというのが1点です。

もう1つは、これからは保育を希望する入園希望を出されていくと思うんですけども、入園希望で保護者、父母のほうが1番どこどこ、2番どこどこって書くんですね。このときにやっぱり新羽黒保育園が私は選ばれるような保育園になってほしいというふうに思っています。

そういう点で、ライクキッズ株式会社のほうに、積極的に情報をアピールしてほしいと、様々な情報を公開してほしいと。それは、やはりライクキッズ株式会社も、そういう保育園、数ある保育園、子ども未来園の競争の中で選ばれるわけですから、いろんな情報を、例えばこんな保育園だよという図面も、外観図ですとか、それからそれぞれの仕様ですね、当然のことながら保育園を建てるには設置基準というのが当然ありますので、子どもと面積の関係ですとか、そういうこともありますので、そういうことも含めて情報を公開してほしいということを市のほうから当然出していただいて、積極的にそうした情報を地域にも、保護者にも、市民全般にも、もちろん我々議員のほうにも知らせていただいて、逆にライクキッズ株式会社が誇るべき保育園だということをアピールしていただいて、そういう状況をつくってほしいなというふうに思っています、よりよい保育園を望むという立場で、以上2つのことについて、市長の努力をお願いしたいと思います、その点どうでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

「格差」って何ということからまず考えていきたいというふうに思っています。

犬山ではどの子ども未来園も保育内容の「質」について、「格差」を生じさせることなく、全ての園において平等に行っています。それに民間保育所に対しても同様に指導をしているのが、岡議員、ご承知のとおりであります。

大切にしているのは、保育の「質」です。だから格差を生じさせないために「質」の向上に努めているところです。じゃあ、その「質」って何かと言ったら、園内で事故が起こらないよう安全であることや、遊びの環境、適切な先ほど言われたような保育士の配置基準です。そして、保育士の労働環境やスキルアップなどのことを指しています。

橋五子ども未来園と新羽黒保育園の格差については、これまでも、岡議員より質問をいただきました。ZEB化に関しては受け止めるということをおっしゃっていただきました。

以後、答弁させていただきますが、岡議員も、橋五と新羽黒と名称が長いので苦勞されていたので、私も以後、橋五子ども未来園は「橋五」とさせていただきたいですし、新羽黒保育園を「新羽黒」と表現させていただきますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、保育士の配置基準については、当たり前のことです。ですから、これはもちろん参入にする前から、犬山市の配置基準に従ってもらうということは承知の上で、犬山に保育園を建設するということでもありますから、配置基準は我々犬山市と何ら変わることはありません。

そして、次に、屋根付き駐車場のことを岡議員はおっしゃってくださっているんだと思っています。その屋根付きの駐車場のことについては、「質」の格差ではなくて、「利便性」の違いだというふうに私は受け止めています。

その中で、橋五と新羽黒の屋根付き駐車場の設置に向けた検討がどう行われてきたのかというのをちょっとお示しをしたいと思います。

橋五については、未来園整備検討委員会の中で出された意見を受けて、敷地などの状況から検討した結果、設置の判断がされました。

一方で、新羽黒は、事業者が決定した後に、在園児の保護者と事業者、保育士を含む市職員による「三者協議会」を開催をしました。その場で、案の段階で、平面図が提示をされました。それを基に意見が出され、保護者の方から「駐車場遊歩道に屋根があるとありがたい」という意見が出されました。

この意見に対して事業者が何て答えたかと言うと、「建設コストや維持管理、現状の状況から、設置については検討するが、現時点で屋根を設けることは難しい」との見解でした。市としても、募集時に駐車場に屋根を設置することは希望していませんでしたので、設置の申入れについてはしていませんでした。

改めて、岡議員の質問を受けました。検討されるということも言われていましたので、その後、事業者に屋根の設置について確認をさせていただきました。その結果、「保護者用駐車場に屋根は設置できません。以後、要望があっても、設置する予定もありません。」との

ことでした。

そして、犬山市として今後の子ども未来園の整備の考え方についてどうあるかです。

市として、これから建設する全ての新しい子ども未来園を完全ZEB化すると、屋根付き駐車場にすると決定はしていません。橋五での、屋根付き駐車場の要望に対応できたのは、整った形で広い土地が確保できたことで可能になりました。しかし、これから新園づくりを進める中で、条件整備に似合わない場合も考えられます。また、橋五の建設費は、約13億円です。一方、新羽黒は、約8億6,000万円です。もう少し深掘りをさせてもらうのであれば、橋五の屋根付き駐車場の設置には、工事額で4,500万円以上を要し、維持管理費も今後必要となってきます。

これから犬山が取り組んでいかなければならない施設の建設や維持管理、今後の財政状況の動向は、岡議員もご承知のとおりであります。よって、財政状況や整備条件を見極め、橋五と新羽黒、それぞれを検証しながら、今後の新園の建設の在り方を考えていきたいと思っています。

もちろん、利便性を高めることは重要ですし、これからも考えていかなければならないと思っています。保育園へ一番に求められているのは、保護者が安心して子どもを預けることができ、その子どもたちが楽しく成長できる保育環境を提供することだと思っています。そのことに「格差」は生じさせません。今後も「質」の向上と、子どもたちの立場に立った保育環境の整備に努めていきたいと思っています。

そして、ライクキッズ株式会社のほうにしっかりと犬山市の考え、要望を示していくべきだということにつきまして、今後の予定については、事業者であるライクキッズ株式会社による工事着手が令和7年5月からとなり、事前に事業者が近隣町内会へ工事着手の案内をされると聞いています。また、事業所より羽黒及び羽黒北に在園している児童の保護者に対し、園舎の概要や保育園の運営について紹介する旨を聞いています。

市としても事業決定計画が決定した後は、事業者との調整を行い、岡議員がおっしゃられたように、市議会皆さんにもお示しをしながら、市民皆さんには市のホームページなどで紹介をしていく考えでありますので、よろしく願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） かなり詳細に答弁、ありがとうございました。

今後についてのこともありました。ただ、一言申し上げたいのは、申し上げて再度ちょっと一応答弁いただきたいと思っていますが、新羽黒の予定地は、測量をして分筆をしてだと思いますが、羽黒摺墨11番の1で、4,298平米でありまして、ご承知のように、元の市民プールの跡地ですので、北側のほうを残したまま分筆してしまして、取ろうと思えばもう少し用地は広く取れたというふうに私は思っています。

今後の子ども未来園の建設につきましても、橋五の用地だけが特別広く取れたということではないというふうに思っています。今後とも努力次第では、新しい保育園の一つのモデル事業として橋五があるのであれば、橋五のように用地は確保できるというふうに私は思っていますし、そういう努力が私は必要だと思っています。

もちろんこうした中で、新羽黒のそうした事業者のほうの考え方は現時点では分かりまし

たけれども、格差を生まれないようにしていきたいという市長の熱い思いも含めて、今後、ライクキッズ株式会社に、私は議会の一議員からも、こうした声が上げられているし、犬山市としても、極力格差はないような保育園の建設や運営を望んでいるという旨をお伝えいただき、努力をいただきたいというふうに思いますが、その辺ではいかがなんでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

橋五跡地が取れた、新羽黒が土地が取れなかったというわけではありません。羽黒もおっしゃるとおり、取ろうと思えば取れました。これは広さの問題ではなくて、建設費の予算の問題だというふうに思っています。先ほどもお示したように、橋五と新羽黒では、建設費の費用が大きく離れているのはご紹介したとおりでありますし、受け止めていただけたんだと思っています。

今回のライクキッズ株式会社への確認についても、この犬山市議会で議員の方から質問がされるから、その上で改めて要望して、再確認をさせてほしいということで確認をした結果、お答えをしたとおり、残念ながら設置をする考えはないということでありましたので、その旨をお伝えをいたしました。

これ以上、おっしゃられたわけでありますので、再度犬山市から要望を重ねることはすることは、今現在では考えていませんが、先ほども申し上げたように、保育の質の格差が生じさせることはあってはならないことでもありますので、この点については強くライクキッズ株式会社とすり合わせ、思い、考えを一致させながら、子どもたちのための保育園整備を実施していきたいと思っていますし、そのために保育の質を高めていく努力を重ねていきたいと思っていますので、岡議員、冒頭おっしゃっていただきました、犬山のため、子どもたちのためであります。ご一緒いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩いたします。

午後1時48分 休憩

再 開

午後2時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回5件の一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の1件目です。昨年、大変痛ましい事件のあった要保護児童虐待（疑い）死亡事案についての内部検証報告書が、昨年12月に出されました。

この報告書を読んでいて、もうちょっと平常な気持ちでは読めないぐらいの、何をやってたんだというような気持ちになってしまうものですが、これをまとめていただいたのは非常に高く評価したいというか、感謝したいと、その委員の方々には、よくここまでしっかり検証してまとめていただいたなと思います。

これを必ず生かさなくてはいけないという思いで、質問させていただきたいんですが、要旨1点目として伺いたいの、書かれていた内容を概要を申し上げますと、まず、病院からの通報はあったけども、初動の対応でちょっと誤りがあった。その後、児童相談所に保護されたときに、児相案件という扱いをして、保護が解除されたときからも、その扱いを継続してしまっていた。児童相談所との連絡、情報の共有も不十分であったというようなこと。それから、関係機関の情報共有と、あとは面談の際の子どもの意見を、親が同席してしまっていたので、本当に聞き出せていたのかという、その対応の不十分さと、市の担当部局の人員体制にも言及されている報告書です。その起こったことと課題とその対応についても、非常にしっかりまとめられているものでした。

一言で表すと、この要保護対策協議会の実務者会議が機能していなかったということが書かれていて、それを機能させなければいけない。体制整備についても、極めて脆弱な体制だということが書かれていたので、それを踏まえて、今後どう整備するのかということについて、まずお尋ねをしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

内部検証報告書における「実務者会議が機能していなかった」との指摘は、一時保護が実施され、児童相談所のみが対応し、情報提供も限定的で市の役割がないと判断していた状況について、実務者会議の場で、支援方針や支援手法が正しいのかなど、児童相談所の対応そのものを確認することもなされていなかったことから指摘されたものであります。

この指摘に対しては、一時保護中のケースについても、市が主担当機関となるケースと同様に、実務者会議に情報を提供するよう児童相談所に要望を出しました。

結果、統一の様式を用いて、児童相談所から情報提供がなされ、情報共有をした上で、協議を行うように改めることができました。

また、協議内容として、より細かな情報収集や状況確認、具体的な支援の方針の決定、支援の結果について丁寧に評価を行うなど、協議の内容を深めて対応しております。

そのほか、会議運営では、ケース資料を会議前に事前に配布し、会議当日は協議が必要なケースについて、より時間を割けるよう工夫をしています。

今後は、実務者会議に参加する構成機関を増やすように改め、より多くの視点でケースの支援を協議できるようにすることを考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと再質問したいと思います。今、人員体制については特に言及がなかったですかね。その情報のやり取りとかと、構成機関を増やすということが答弁

はあったんですけども、これで本当に十分かどうかということについての確証が欲しいんですが、市長、副市長にお尋ねをこれはしたいと思います。

今の答弁で十分なのか。例えば、専門技術、例えばケースワーカーとか、社会心理士とか、そういう専門技術のある方が、その対応に加わるとか、そのヒアリングの不十分さというのも指摘されていたので、報告書の中で。そこで本当にお子さんが虐待を受けているかどうかというのを確認するのがまず大事なわけですね。それを何て言うか、ちゃんと確認できなきゃ対応につながっていかないんで、そこが一番大事な部分だと思います。そういう人員の強化というのと、もし人員がないのであれば、研修をするとか、そういうところにも対応していかなきゃいけないと思います。

だから、そういったところについて、機関の連絡体制とかということには、今、答弁はあったんですけども、その構成機関が増えるというところで、それが解消されるのかどうかについて、再質問したいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） 久世議員の再質問にお答えしたいと思います。

私も今言われたこの検証を何回も読み返して、自分なりに、その検証の課題ですとか、どうするべきかということ、担当部署がおるものですから、そちらが検証内容をしっかり把握しながら、今マニュアルもつくっておるといところで、こういうことが二度とあってはいかんということで、できることを今やって、来年度に向けてマニュアルづくりを間もなくということになると思います。

今、久世議員がご質疑、再質問あったのは、人員の話が先ほどの答弁ではなかったものですから、今後どうするんだという話でございます。まさに検証内容にも、脆弱性ですとか、職員がちょっと足りないのか、異動のこともいろいろとコメントとしてございました。

そういう内容を受けて、まずは、間もなく来週と言ったらいいか、近々に人事異動もございますので、まずはこちらの担当する部署においては、当然、人を増やせばいいということではないんでしょうけど、まずそれなりに経験則を踏まえた職員を増員するという方向がでございます。

加えて、やっぱり体制整備、縦横というんですか、そういう体制整備もしっかり、それがまだマニュアルは見ておりませんが、そういうような連携体制の強化もしていくというように、マニュアルに書いてあるというふうに認識をしておりますので、そういう形で、人員の強化と体制、人員の増員と体制の強化というものを、まずはそれをやることによって、それで100点満点かどうかではなくて、その都度その都度、やっぱり課題だとか、対応すべき新しい事柄も出てくるものですから、そういうものを踏まえながら、新年度に入れば、今申し上げたようなことで、市としても二度とこういうことがないような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁だと、人員体制は今のままでいって、まずは何か統一の様式とかで横の連携とかというところでやるということですね。

◎議長（柴田浩行君） 人員は増やす、4月から増やすという意味です。

◎15番（久世高裕君） じゃあ、機構改革で人員は増やしていって、体制を強化すると。その上で連携を取っていくということですね。これでありありがとうございます。確認取れました。

あとはマニュアルというのが随分、やっぱりマニュアルに沿ってということなんですけども、そのマニュアルが、庁内のマニュアルなのか、これが関係機関、行政機関のマニュアルなのか、あと一つ重要な点としては、市民からの情報提供、これも重要だと思います。あとは地域での見守りで、例えば民生児童委員とか、そういう一部の方に協力をいただいて、様子がおかしければ、すぐに連絡していただくと、緊急対応をすぐできるようにするという体制づくりも非常に重要なんですけども、このマニュアルの対象というのはどこまでなのか、再々質問でお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時09分 休憩

再 開

午後2時10分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 久世議員の再々質問にお答えします。

マニュアルとしましては、国や県のを参考にしながら、市で職員が初動の対応等を詳細、職員がそれを見たら初動の対応がスムーズにできるということで、職員向けという、担当のものとなっております。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質問に付け足してお話をさせてください。

このマニュアルについては、当初2月中旬にはお示しをしたいということをお知らせしました。全員協議会の中でお答えをさせていただいたんですが、先ほど説明があったように対応をより詳細にすることによって、市職員もやる仕事が増えたがゆえに、マニュアルに少し時間を要するがゆえ、今年度末まで時間をいただきたいというお願いを申し上げたところです。

そして今、子ども・子育て監がお答えしたとおりではありますが、私の考えとしては大きなテーマは職員の職に対してのマニュアルであることは重要ではありますが、大きなテーマと

して訪問でどう支援していくのかということと、地域の関わり合いはどういうことを考えていかなければならないのかということは、2つ大きなテーマとして持っていますので、マニュアルの中で示されるところをもう一度確認をしながら、その点については整理をしつつ、改めて対応も考えていきたいというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。職員向けということなので、担当課と、あとはそのほかの課ですね、以前、例えば児童扶養手当とか、そういうところでも情報が得られたんじゃないとか、関わるような分野で、もし情報があれば、すぐに情報共有ができるという体制、この担当課だけではなくて、庁内のほかの課、部局と、あとは民間の機関、社会福祉協議会もそうですけども、あと民生児童委員、そういう方々も同じ共有ができるようなマニュアルの整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。今後の課題としてお願いしたいと思います。

要旨2の質問に移ります。

あとは県ですね。市の体制は今伺いました。しっかり人員も増やして、経験則に沿った対応のできる職員さんを位置づけてもらえるということだったので、あとは県ですね。その情報提供がしてもらえるような、今、同じ様式を用いた情報提供できるような要望をしているということだったんですけども、まず、県があの報告書に対してリアクションが特に分からない状態なんですよ。

だから、あのおりなのか、あるいは市が検証したものなので、県の児童相談所から見たら、もしかしたら違う風景があったかもしれないわけです。そこの裏取りがしっかりできないと、やっぱりちゃんとした体制整備ができていかないんで、県の今第三者委員会でやっているとその報告書については、どういう状況なのかについて答弁をいただきたいと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午後2時14分 休憩

再 開

午後2時14分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

県が行っている第三者検証については、現段階では児童相談所や市の関係職員などがヒアリングを受けたことは確認しています。

また、3月下旬頃には進捗状況などの中間報告を行う予定との情報もありますが、その後

どのようなスケジュールで進み、最終的な公表はいつになるのかは未定とのことであります。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問です。

結局、県のほうにも、保育園から通報があったわけですね、報告書によると。その通報に対して、これが本当かどうか分かりませんが、会議が増えるから連絡をするなというようなことがあったと、これがもし事実だとしたら大問題中の大問題だと思うんですよ。だから、ここをまず事実確認しないといけないと思います。

だから、そこは例えばあの報告書を出したこと、公表したことによって、県から何らかのリアクションがあったのかどうか。

今、最初の答弁のほうでは、児童相談所と情報共有ができるように要望しているということだったんで、そういうやり取りの中で、そういった事実確認とか、市に対して、逆にどういう協力をしてほしいとか、だから、別に県を一方的に責めてるわけではなくて、やっぱり連携が必要だと思うんですよ。だから、その部分で、どういう県からのリアクションがあったか。今の答弁だと本当に何も無いのかなと思うんで、再質問でお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 再質問にお答えします。

報告書に対しての特別なリアクションはありませんでしたけれども、内部検証報告書の公表後、改善すべき指摘の一つである保護解除後のリスク共有の徹底について、市から保護解除前には必ず情報共有してほしい。また、解除後の支援について、市や関係機関の役割を明確にしてほしいとの要望を児童相談所に出しました。

この要望に基づき、現在、児童相談所の呼びかけにより、確実に一時保護解除前に、ケース会議が実施されています。これにより、丁寧な見守り体制の構築に向けて、協力体制が取られており、児童相談所の対応も変化をしています。

また、実務者会議においても、児童相談所からは基本的に2名の職員が出席し、確実な情報連携の下、積極的に市のケース対応にアドバイスをするなどの協力体制が取られている状況です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問します。

もう今後、学校や保育園から、おかしいですよという通報があったときに、会議が増えるから連絡するなということは起こらないと断言できるでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） 久世議員の再々質問にお答えします。

こういうことがあってから、児童相談所ともいろいろやり取りはしているんですけども、以前のような連絡をしてくるのかなとか、そういうことは一切なく、協力体制が今のところ取れ

ておりますので、こういうことが二度とないようにと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今の答弁だと、連絡するなど言ったことは事実というようなことになるので、そこも本当は確認をしてから答弁をしたいし僕も発言をしたいんですけども、今のところ答弁だと、それは事実だということで、これは進めていかざるを得ないと思います。

もし反論があるなら県の皆さんはぜひ反論をして、しっかり事実確認をした上で、情報共有、連携を取っていく体制をつくらないと、また起こってしまうと思いますので、ぜひそれはやっていただきたいし、我々もしっかりやっていきたいなと思います。

では、2件目の質問に移ります。子どもの権利条例についてお尋ねしたいと思います。

その虐待の関係でも、お子さんの意見がしっかり聞き取れる体制であれば、恐らく結果は違ったのではないかなと、報告書を読んでいても思いました。報告書の最後のほうにも、子どもの権利条約というものは載っています。子どもの権利条例をつくってほしいということも、市民の方々中心に、僕も要望を受けて、ご意見をいただいております、市長も一緒に参加した勉強会がありました。

そこでいらっしゃった方が、川崎市が、2000年に日本で初めて子どもの権利条例というものをつくっているんですけども、そこで子どもの居場所づくりとか、子どもの意見を聞いていく権利が自分にもあるんだよということを自覚するということが非常に大事だというような説明を受けて、これは犬山市にとってもこれは必要なことだと思って、一般質問も行っておったところです。

この報告書を読んでいても、改めてやっぱりこの市にこの条例が必要だと。だから、この子どもを取り巻く関係者の全ての方々に、そういう意識、子どもには権利があるんだと、意見を言う権利がある、尊重しなければいけないというのを、子ども同士、子どもと大人の関係でも持つ必要があると、改めて思いました。

やっぱりこれはやっていくべきだと思うんですが、1月にこれも市民の方々が勉強会を開いていただきまして、長野県の山ノ内町というところの竹内教育長さんがオブザーバーというか、勉強会で参加していただきまして、僕も市長もZOOMで参加させていただきました。

教育長なんですね。そこでは、今ちょうど議会で審議中だと思うんですが、子どもの基本条例、子ども基本条例というものを制定する予定で、提出されているそうです。僕もそこで、あっ、教育長なんだと、中心になっているのは、ということにそこで気づきました。確かに子どもを取り巻く環境の中では、学校というのが非常に重要な位置を占めているわけで、やっぱり学校を置いておいてはいけないだろうと思いました。むしろ学校が中心になってほしい。子どもの自分たちに権利があるんだよということは、例えばいじめやわいせつのような案件から身を守るということにもつながっていくので、これは犬にとっても必要なことだと思います。

その勉強会の中でも、例えば合同事務局とか、教育委員会と子育て支援課とかでというご提案もあつたりはしたんですけども、これは教育長の意見をしっかり聞いてみたいなと思ひまして、ここで質問させていただきたいと思います。

子どもの権利条例というものについて、教育長はどういうふうに思っているかということをお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 久世議員からご指名をいただくのは久しぶりだと思いつつながら、答弁をさせていただきたいと思つています。

さきの施政方針演説の中で、市長から「子どもの権利条例の制定に向けて作業を進めます。子ども自身が条例制定作業に参画できるような手法を検討いたします。」というようなことを多分明言いたしました。

子どもの命を守りたい、子どもの人権を守らなくてはならないという市長の思いと、私の思いは同じであります。いずれ子どもの権利条例に向けての作業が始まることになると思つていますけれども、どの段階で、どのように子どもたちが加わっていくのかということも含めて、今後、学校現場、そして教育委員会も積極的に関わっていきつたいというふうに思つています。以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。積極的に関わつていきつたいということで、事務的にもそうですし、例えば学校の授業でもそういったことを取り入れて、条例をつくるということの過程にも取り入れていつたらどうかというぐらゐのことを思つています。

そのことについて、もし教育長、何かご意見があれば、学校教育の中で取り入れるということについてはどうか。

ある程度自主性が先生とか学校に任されているとは思つていますが、これはぜひ教育長からのお願いというか、やつていくべきこととして、ぜひ授業の中で取り入れていただきたいなということが1点と、あともし市長、今の教育長の答弁に関して、何かあればお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） では、再質問にお答えしたいと思つています。

参画をするという言葉、これは市長が施政方針の中で述べた表現ではありますが、私は加わつるという表現をしました。あえてしたんですね。参画をするというのは何かと言つますと、もう計画の段階から加わつていくということなんです。私はこれを頭に描いたときに、本当にどの段階で、どういう子どもたちに、どうやつて関わらせていくのがいいのかなというのゐは、まだ現時点でも明確ではありません。

ただし、こういった条例を犬山市でつくとなると、これ条例案を提出する権限は市長と議員の皆さんであつて、教育委員会にはその権限がないんですよね。ただし、こういった子どもに関わる条例をつくとなれば、当然子ども抜きにして考へてはいけなゐと思つています。例えば、学校の中には児童会、あるいは生徒会という組織があります。またちょっと小さくすると、学級ごとに学級の会がありますよね。ですから、まずはこういったことを犬山市が

やろうとしてるんだと。ぜひ、その自分たちの命を守る、権利を守るために、どういったことをそこに盛り込んでほしいのかといたら、やっぱりそこから吸い上げていく必要があると思うんですね。

単に、代表者が集まって議論をして決めていくということではなくて、子どもたちの一番身近なところから、だんだんすくい上げて、拾い上げていくというような形で、最終的には子どもたちの代表者が、大人の条例をつくる、そういった作業部会と言いますか、会にですね、実際に関わって、自分たちのことを自分たちで決めていったと、これはさきに申し上げた柴山議員の主権者教育とも関わっていくわけでありますけれども、そんな関わり方がさせられたらいいなということは思っているところであります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 続いて答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

私もずっと当初から一貫して申し上げているのは、子どもたちの意見、話を聞いた上で、みんなで権利条例をつくっていききたいということは、何ら変わっていません。その思いがあるからこそ、教育長にもその思いを伝えて、教育長が今答弁してもらったとおりであります。これは何も犬山市の大人でつくるものでもありません。犬山の子どもたちと犬山の市民みんなが意識しなければ、この条例は成り立ちません。成立しません。

ですから、久世議員のご指摘のとおり、その思いを強くして、子どもにこれからどう加わってもらおうのかというのは、今いろんなところから情報収集しているところです。子どもたちにとって何が一番いいのか考えていくときなんです。

そうした状況を踏まえながら、子どもたちにとって何が一番いいのか、どんな参画方法がいいのか、どんな権利条例にするのがいいのか、様々考えながら、子どもたちと一緒に考える場をつくって、一緒になって条例をつくり上げていきたいというふうに思っていますので、ご一緒いただきたいと思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。教育長の答弁、全く同感でして、本当に理想的な答弁いただいたなと思っています。市長もありがとうございます。ぜひ一緒にやっていきたいと思えます。

では、3件目の質問に移ります。

ここではあえて私立高校と書いてあるんですが、高校無償化、高校無償化というのは2010年から民主党政権のときからずっと来ている流れで、自民政権に戻ってからは、所得制限が設けられたりということがいろいろあるものですが、あえてここでは私立高校の無償化ということに書かせていただいています。

これも段階的に進められているんで、今急に始まるわけではないんですけども、ただ、来年度の予算審議、国のほうの予算審議の中で、維新の会の皆さんがご提案されて、3党協議の中で、どうもやっていく方向に決まりそうだと。まだ予算全部決まったわけではないんで、

分からないと言えば分からないですけども、いろいろ修正が重ねられているので。ただ決まる可能性が高い。これが45万円程度の就学支援金を所得制限なしで設けていくということになると、私学に行く人が恐らく増えるだろうなという想定の下で質問させていただきたいと思います。

この私立高校の無償化による公教育の影響と地方都市の将来についてというタイトルですけども、要旨1点目として伺いたいのは、現状と今後の見通しというところで、現状でも、私学って、中高一貫がすごく増えているんで、その理由としては、中高一貫でやったほうが大学受験にとってしっかりした教育というか、授業ができるというようなことで、一貫ということが進められているんですけども、となると、高校から行くというよりは、中学から私学に行く受験する子が増える。

だから、小学校でこれぐらいのお子さんたちがいる。それが中学校に上がっていくとこの中学校でどれぐらいの見込みになるということがある程度分かっているわけですけども、どうも今聞くところによると、結構中学の段階から私学に行っている子が増えてきているなどいうことを聞いておりましたので、ここで、今どういう現状かということと、今後、もしその就学支援金の拡充によって、それが加速するののかという見通しについて、ご答弁をいただけたらと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和元年度から令和6年度まで、中学1年生の私立中学校就学者の割合の推移を確認したところ、令和元年度から順に、6.6%、5.9%、5.9%、7.4%、5.1%、5.9%という結果でした。

令和2年度には、県の私学授業料補助が拡充されたことに伴い、市の補助額を1万円から2万円に増額しましたが、それ以降も就学者の割合に急激な上昇は見られず、おおむね6%前後で推移している状況です。

現状としてはこのとおりですが、私学無償化の影響の程度は未知数であり、今後の影響については注視していく必要があると考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） それは未知数なんですけどね、やっぱりいろんな推測をしながら進めていかなきゃ、もう間に合わなくなっちゃうんで、本当、多分いろいろ状況が進んでいったら、えっ、こんなはずじゃなかったってことに本当になりかねない話だと思うんですよ。やっぱり特に自民党の方の報道によると、いろいろ意見が漏れてくるんですけども、やっぱりこれをこんなに急に進めてしまって大丈夫なのかと、すごく公立高校だけではなく、いろんな多方面に影響があるんじゃないかということが言われてはいるんですけども、今の国の予算の決め方だと、決まってから後で文句を言っても、いやもう決めたことだからといって進んでいってしまう懸念が非常に強いんで、やっぱり見通しをしっかり立てて進めてかなきゃいけないことだと思います。

要旨2の質問に移りますけども、教育長にぜひまたご所見を伺いたいと思いますが、犬山の教育方針は、自分がちょうど中学校にいるときは、いわゆる以前の教育というか、教育改革という取組が進められていく直前だったんです。

一方的に授業を聞いたりというのが、僕は非常に苦手でした、学校では全く適用できないほうでした。宿題出さないとか、もう先生にもいつも言われるし、通知表にも協調性がないといつも書かれるんですけど、自分が納得できないとやらないもんですから、だから、なぜこういう、自分はもっと授業で言いたい発言があるのに、幾ら手を挙げても当ててもらえない。おまえは1回話したから駄目だとかいうことだったんで、もっと自分が学びたいんだという気持ちがあったんですけど、それを教育改革が始まってからは、学びを育てるという方針で、僕は学びと言葉は非常に好きなんです。教育という言葉はあまりじっくりこなくて、教える、育てるという、何か上からな感じが、何か価値観を押しつけられるというイメージがあるんですね。学ぶというのは自分が主体的に学ぶということなんで、僕は学びの学校づくりというのが物すごい好きな言葉です。

この犬山の方針として、やっぱり公教育でやるべきことをずっとやってきた。これは追求してきたところだと思います。教育委員がもう真剣に議論して、学力テストでいろいろとありましたけれども、これも僕は教育委員の皆さんの意見に大賛成でしたから、教育の自主性、教員も教育関係者も自ら学ぶ、子どもも学ぶ、それが、教育の目指す姿だと僕は思っているんで、非常にいいことだと思っていたんですが、これが私学に行く子がどんどん増えてくると、公教育ってどうなってしまうのかなど。だから、そこが一番、今、議論、教育関係者の中で意見を共有して、目指していかなきゃいけないところだと思います。

だから、公教育が今までとこれからと急激に変わっていくときに、教育長が公教育はこうあるべきだというビジョンを出すことが非常に重要だと思うんですが、この点について、今の教育長のお考えについてお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） ご質問にお答えしたいと思います。

今、久世議員から、教育という言葉は好きじゃないと、教える、育てる。私は、教育は教わる、育むというふうに読んでいきたいなと思っています。

かつて、愛知県の高校進学状況でありますけれども、これ授業料が安いから高いからという理由ではなくて、多くの生徒や保護者は、私立高校よりも公立高校を選択をされた傾向が強かったんですね。それが国・県あるいは市独自の私学助成の充実がどんどん図られてきて、今は少し流れがあつた当時と、おやっと思うぐらい、私学を第一希望で選択する中学生が増えていることも事実であります。

ところが、やっぱり依然として、この愛知県は昔から公立志向の強い、そういった傾向が依然と続いている状況があります。

私立高等学校の無償化によって、確かに公立へ行こうが私立へ行こうが、授業料変わらないということであると、私立高校へ流れる生徒が増えてくる可能性がありますよね。ただ、今

全国的に見ると、エスカレーター式の私立中学校、高校は、多分東京、大阪辺りは数が多いもんですから、子どもが集まらないために、もう学校をひよっとしたら畳まなきゃいけないというようなところもあるようですが、これがひよっとして高校が無償化になるとすると、また人気が復活する可能性もありますね。

それから、愛知県では4月から公立の中高一貫学校が開校します。明和、津島、半田、刈谷ですね、この4校が8学級なり10学級ある中の、2学級はもう中学校から入れるということなんです。そうすると、私立中学校、私立高等学校だけじゃなくて、もう中学校から中高一貫の公立学校へ進学しちゃう、これが進むと、多分、久世議員も心配されてみえると思うんですけども、公立高校あるいは公立中学校に穴が空くと、そうすると、これがどんどん進んでいくとなると、公立高校、公立中学校は存廃の危機に立たされるという状況がなきにしもあらずということなんです。

犬山は、有形無形の文化財がたくさんあります。そして地域には、子どもたちのことを温かく見守っていただける人情味豊かな人材がたくさんお見えになられます。こういった犬山のよさ、自慢できるところがあるわけですので、これをやっぱり子どもたちが小中学校に在学中に、いっぱい体感させてやりたいなと思うんです。

そして、子どもたちがぜひ犬山市内の小中学校に通いたい、保護者の皆さんも、ぜひ犬山市内の小中学校に通わせたいというような魅力ある学校づくりを進めていきたいなというふうに思います。

また、子どもたちが、高校、大学という上級学校へ進学していく段階では、市外へ出ていく子どもたちもいます。これを止めることはできないわけでありましてけれども、ただ、学業は終わった、その後でありますけれども、いつかまた犬山に戻って、犬山のために何かをしたいというような郷土愛をぜひ、小中学校の在学中に育んでいきたいなというふうに思うんです。

何はともかく、私立高校の無償化によって、公教育がゆがめられるようなことがあってはいけないというふうに思っています。犬山はですね、これまで進めてきたように、犬山の子は犬山で育てる、犬山の教育は全ての子どもの学びを保障する、こんな気概を持って、ぜひ義務教育のあるべき姿を今後とも示していきたいというふうに強く思っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。大賛成です。やっぱり教育長の今のようなビジョン、犬山にいる子どもたちの学びは、もうしっかり保障すると。いつか例えば都会に働きに出たりしていったとしても、絶対いつか帰ってきたいというような地域をつくる、これが本当に大事なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたい。

再質問で1点だけ、中高一貫の公立校のことについても言及されていたんで、それが例えば名古屋のほうだ之行ってしまうというような懸念があるということだったんですけど、犬山でそういうことは考えていないかどうかについてだけお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 再質問ですね。犬山では考えておりません。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ここはしっかり議会でも議論していきたいなと思っております。

3点目の要旨に移ります。これは市長に伺いたいと思います。

私学ってやっぱり生徒が集まらないといけないんで、教育長の答弁にもありましたけど、東京、大阪で無償化も進められていたわけですけども、やっぱりそういうところに、ここだと名古屋ですけども、そういうところが、どうしても学校が集中してしまう傾向があると思います。

実際、大学なんかも、いつときちょっと郊外に出た時期があって、僕も郊外の瀬戸市の大学だったんですけど、今、その大学なくなってしましまして、名古屋の町なかに行っていました。どうしてもそういう傾向になってしまうと思うんで、通う子も、もう地方都市からどんどん都心に移ってしまうということが起こり得ると思います。

実は、前の犬山総合高校の校長先生からもそういったことは、フリースピーチで伺った際にも、もう熱っぽくおっしゃっていただいています、まちとしてのこれは危機ですよと、それから若くして都会に出た子は、恐らくもうなかなか帰ってこなくなってしまう。だから、いかにその子たちを地元にくい止めるかということか、地元に来てもらうかということが、地方都市にとって非常に重要ですよということをおっしゃられておりました。全く同感だと思うので、市長として、こういった傾向について、今後どういうふうにしていきたいか。

今の教育長のしっかりと犬山の子に学びを提供するというのもそうですし、まちとしても、ちょうど金曜日に犬山高校に行ったときも、高校生からの提案で、プリクラとか遊ぶ場所がないと、名古屋にどうしても行っちゃうけど、交通費が高いんでということもご指摘をいただきました。確かにそうで、じゃあもう名古屋の学校へ通って名古屋に住もうとかいうふうになっていってしまうと、まちにとっては本当に若い人がいないという状態になりかねないので、これはまちづくりにとっても重要な観点だなと思います。市長の見解をお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員のご質問にお答えをいたします。

転出をちょっと確認してみました。そうすると、2年連続、令和5年、令和6年と2年連続で転出超過です。ちなみに令和5年は211名、令和6年は99名と、逆に減っている状況です。1件1件それぞれの数字が3,000人前後なんです。それが若者かどうかというチェックをしようと思うと、全部チェックしなければならないんで、申し訳ありませんでしたが、それは数字を把握することは間に合いませんでした。できませんでした。

私立高校が無償化した後、どうなるんだろうと考えたときに、私立志向が愛知県でどれくらい強くなるんだろうという思いと、一方で、大阪が無償化をもう既に始めているがゆえに、

公立高校では半数近くが定員割れになっているなんていう報道も見受けられます。

でも、その一方で、子どもたち、保護者の皆さんがどの道を選択するのも分かりませんし、教育長が言われたように、愛知県のこれからの教育方針がどう示されて、また愛知県は、特宧なルールがあつて、2対1の愛知方式というルールがあるんです。公立が2で、私立が1という大まかな数字の上で定員が定められていますので、そうしたそれぞれの都道府県との違ひも愛知県はあるという現実もあります。

また、若年層がどれだけ転出するのか、社会増減がどうするのかは、申し訳ありません、不透明な状況で、しっかりと注視をしていかなければならないと思っています。

ただ、そうした状況には関係なく、令和7年度の「住むまちいぬやまの魅力充実！予算」のテーマで示しているように、子どもたちに投資し、子どもの成長や子育てを支えていくことは、来年度に限らず、これからも重点施策として引き続き行っていきたいと考えています。

それと同時に、大事なことは何かと考へたときに、犬山の子供たちには、学校での生活や、犬山での暮らしの中で、自分たちが住んでいるまち、学びの場であるまちに、広く関心を寄せて、関心からまちが好きになって、好きから多くの記憶と思い出をつくることのできる犬山だと感じてもらえることが大切だというふうに思っています。

市制70周年記念式典が実施されました。職員から「どんな式典にしたいですか」と聞かれました。だから、「子どもが主役の式典にしようよ」と答えました。そこから、市内の中学校吹奏楽部の合同演奏や羽黒小学校の児童による犬山オリジナル曲「未来に向かって」の合唱、また、犬山中学校によるからくり人形の記念実技、演技といった、犬山市ならではの、また、子どもたちが活躍する式典を職員みんなでつくり上げたところでもあります。

そして、この議会でも話が出ています、教育長からも話がありました。犬山市では主権者教育で、30万円の予算で子どもたちに決めてもらっています。これは主権者教育です。でも、子どもたちがいろいろ問題を見詰めて、自分たちで考へて、プレゼンをして、自分たちで投票して決めるという、このプロセスは、すごくいいものだと思います。

主権者教育でありますけども、何もこれは政治に関心を持ってもらおう、選挙に行こうよというだけの話ではありません。自分たちの思いや考へがあれば、学校は動くんだよ、学校は変わるんだよというメッセージとして、これからも主権者教育に取り組んでいきたいというふうに思っています。

動けば変わるです。思いは形になるという教育を、子どもたちに伝えていきたい。教育委員会の皆さんと一緒に考へていきたいというふうに思っています。

また、先ほども議論を交わしました。令和7年度には、子どもの権利条例を制定する予定であります。これも犬山の子供たちを徹底的に守っていききたいということと、子どもたちの幸せを市民皆さんと一緒に考へていきたいという思いで、この事業は実施をさせていただきます。さっき申し述べたとおりであります。

さらに、来年度からスタートさせる犬山市の総合戦略では、関係人口の増加を目標指数の一つとしています。この指標は、犬山市から市外に転出した人が、その後も犬山を応援してくれる考へを表明してくれた方を団員として登録をする会員制度である「ずっと犬山応援団」の団員数が基準となっています。

「ずっと犬山応援団」の団員の方には、登録時には専用の名刺をお送りしています。定期的に私が犬山への思いをしたためたはがきをお送りして、年に1回、団員交流会を企画しています。今年度も鶉飼いを企画いたしました。が、天気が悪く中止となってしまいました。が、今後も年1回ではありますが、継続的に外に行った人に犬山に来てもらう機会を設けていきたいというふうに思っています。

ここには犬山から転出されても、ご縁を大切にしていきたいという思いを込めて、制度設計をしました。ですから、これから転出される若い世代の方にも、ぜひ登録いただけるようお知らせし、ご理解をしていく努力をしていきたいというふうに思っています。

当たり前ですけど、犬山の子どもたちには、ずっと犬山にいてほしいと思っています。でも、やりたいこと、好きなことに挑戦するために、犬山から転出することを否定することではなく、私たちとしては応援する立場にいななければならないと思っています。

たとえ若者が犬山から転出して、どこで暮らしていても、育ったまち犬山が好きで、心の中にずっと残っていれば、それでいいと思っています。転出から犬山のよさを感じてもらえればいいですし、犬山に帰省したいと思ってくれればうれしいし、やっぱり住むなら犬山に住みたいと思ってもらえれば、何よりいいことだというふうに思っています。

だから、教育委員会とともに、子どもたち自身が、自分たちのことを考えていくことや、子どもたちの活躍の機会を増やすこと、犬山は子どもたちみんなを大切にしているし、必要としていることが伝わることで、自分たちの住んでいるまちに思いと愛情を深めるきっかけにつなげていきたいというふうに考えています。

そして、そのために、さらに「ちょうどいいまち」犬山の魅力を高めていきたいというふうに思っています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 非常に熱心なというか、思いの強い、思いのこもった答弁ありがとうございます。しっかり一緒にやっていきたいと思えます。

じゃあ、4つ目の件名の質問に移りますが、ごめんなさい、要旨1点目、2点目ちょっと一緒に答弁いただいてもいいでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 分かりました。

◎15番（久世高裕君） すみません、時間の関係で申し訳ないです。

今、長期金利10年物の国債がよく焦点になるんですが、物すごい急激に金利が上がってきています。ちょっと前にはマイナス金利だった。それが日銀の政策の関係もあるんですけど、それが今、一気に1.53ぐらいまで今上がってきていると。金利が上がるということは、それだけ上げないと買ってもらえない。要は、国債の価値が落ちていると。国債の価値というのはいろんな債券の基準になるんで、地方債や企業の債券にも影響してくると。

それが今まで運用として基金が犬山市にも結構ある中で、運用したらどうだということを議会の中でも意見がいっぱい出ます。僕も昔、言ったことがあります。国債や地方債を買って、預金よりは少し金利を高く運用していきたいという答弁もありました。これがたくさん持っている、結構ニュースでもいろんな自治体で実は含み損になっているということが報道されたりします。というのは時価価値が低い。ただ、時価価値ではあまり会計では市はやらな

くて、満期まで持っていれば全額返ってくるというのが国債、地方債の原則なんで、満期まで持っている大丈夫とは言いながらも、ただ、そうしていると使えなくなってしまうんで、塩漬けという状態になってしまう。だったら、そんな税金、最初から取らないでよということも一理ある話になってしまうので、この債権の状況というのは、非常に重要だということになってきているところです。

お伺いしたいのが、犬山市の今の債券の保有状況や利払い費、利息の収入とか、あと利払い費がどうなっているか。これから事業を実施するに当たって、債権の債務残高がかさんでくると、借換え、借換えというふうにしなきゃいけないけど、今までは借換えごとに金利が低くなっていけば、そこまで問題ではなかった。ただ、金利が上がっていく社会になると、借換えというのもできるだけ抑制していかないと、この利払いで市が追い込まれてしまうということになるので、事業選択にも影響が出るだろうと思っておりますので、今の現状と今後の方針、どうでしょうかという質問です。

◎議長（柴田浩行君） 一括で当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

当市の財政調整基金をはじめとする全ての基金残高は、総額で約70億円から80億円の間で推移しており、令和4年度から全ての基金を一括で管理し、定期預金と債券で運用を行っています。

基金は定期預金を中心に運用していますが、一部で債券を保有し、運用しています。内訳は、地方債で4億円と財投機関債で1億円の合計5億円です。

現在、市場金利が上昇傾向にあるため、定期預金の利率も上昇しています。昨年は、令和5年12月から令和6年12月までの1年で60億円を運用して、利子収入額が494万円でした。

直近の定期預金の運用状況は、令和6年12月23日からの1年の定期預金で55億円を運用しており、満期日まで保有すれば、3,253万627円の利子収入額となります。昨年より5億円少ない運用額ですが、このまま満期日まで保有すれば、昨年より約6.5倍の利子収入額となる見込みです。

一方、債券は償還日までの間は固定金利で利子が入りますが、債券価格は常に変動しており、議員おっしゃったとおりですが、現在は金利の上昇の影響で、価格は下落傾向にあります。

保有している5億円の債券の1月31日現在の評価額は、4億6,377万4,600円ですので、仮に今、債券の全てを売却するとなると3,622万5,400円の評価損が出ることになります。

ただし、償還日まで保有すれば損失は出ませんので、「資金運用に関する内規」に従い、途中売却をしないで償還日まで保有し続けることを基本方針として運用を行っています。

また、運用期間が3年を超える債券を保有する額の上限を基金総額の10%以内にとすることも内規で定めており、基金全体の資金に余力を持たせ、流動性を確保することを基本として、債券の運用金額を含めた資金運用金額を毎年度、経営改善課と会計課で協議し、決定しています。

一方、現在の地方債の借入れについては、令和6年度の最終補正予算ベースで、現在高が約183億5,000万円、元金償還が約19億1,000万円、利子が約6,000万円となっています。

これらの既に借り入れた地方債のうち、普通債に区分されるものについては、固定利率の元金均等償還となっていますので、今後の長期金利の影響は受けません。

一方、国の制度債である臨時財政対策債については、20年間での償還期間のうち、借入れの際の条件として10年で1度、利率の見直しをすることになっていますので、この制度債については、見直しの際に、金利の上昇があれば、支払う利子も増えることとなります。

ただし、臨時財政対策債については、国の制度に基づいて借入れ、その元利償還金は普通交付税に全額算入されますので、交付団体である犬山市では、その影響はさほどないと考えています。

また、今後に目を向けますと、長期金利が上昇した場合には、その時点で借り入れる地方債の利率が高くなり、後年度に支払う利子についても高くなることから、影響は出るようになると思います。

2点目です。金利上昇に伴う財政負担としては、今答弁しましたとおり、市債利子の増額が考えられますが、仮に10億円を20年間の償還で、利率は現時点で国から借り入れる際の利率である1.5%で試算しますと、年間最大で1,500万円、20年間でトータルで約1億7,800万円の利子となります。

昨年から今年までの利率上昇は0.5%でしたので、同様に利率が上昇したと仮定して、利率を2.0%で試算すると、年間最大で2,000万円、20年間で約2億3,700万円の利子となります。比較しますと、0.5%の利率上昇で、年間500万円、20年間で約5,900万円の増額となります。

公債費比率等の財政指標の観点で見ますと、財政の健全性が損なわれるほどの影響額ではないと考えていますが、義務的経費が増額となりますので、財政の弾力性を低下させる要因となり得ます。その分、投資的経費への予算配分が減ることになります。

これまでも、事業を実施するに当たっては、国・県補助金や交付税算入の見込まれる市債の活用など、必要となる事業費を的確に見極め、そのときの財政状況はもちろんのこと、将来への影響を考慮しながら検討を行っているところです。

金利上昇のトレンドであることから、今後はより慎重に、実施する事業の選択や、地方債の活用に努めていきたいと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 大変詳細な答弁ありがとうございました。本当におっしゃるとおりだなと思います。しっかり将来を見据えて、事業選択が重要だなと思っています。

5件目の施政方針について伺います。

内部通報制度について、弁護士などの第三者を入れて強化するという方針が示され、大変ありがとうございます。

いろんな案件でこれは対象になるとは思っていたんですが、ここでしっかり内部というのはどこまでかを確認したいんですが、例えば12月に私が一般質問で申し上げた、あの事業について、元請の方と下請のところとのハラスメントの関係、これはただ市の建築事業になる

ので、これは内部というのに当たるかどうか、下請の方からの通報というのが、内部というものに当たるかどうかとか、あとはわいせつ案件ですね、これも通報というものが学校というところですけども、内部になるのか。

これももし該当するとすれば、委員会でも申し上げていた、その第三者の窓口への相談をしっかりと用意してほしいということにもつながってくるので、この内部というのはどこまでかについて確認したいと思います。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

内部通報制度とは、組織が内部の不正を早期に発見して組織と職員を守るため、内部の不正行為に関する通報・相談を受け付け、調査・是正する制度です。

平成18年4月の公益通報者保護法の施行により、非正規職員を含めた職員数が300人を超える組織には、内部通報制度の導入が義務づけられています。

法施行に伴い、本市では平成18年9月に「犬山市内部通報の処理に関する要綱」を定め、通報窓口を総務課長としています。

通報者や相談者に不利益な取扱いをすることが禁じられており、通報窓口などの担当者には、通報者を特定させる情報の守秘義務が課せられています。

令和7年度に要綱を改正し、強化する点は、これまで通報窓口が総務課長のみだったものを、第三者である弁護士を新たに通報窓口として加えることで、これまで以上に通報者が不利益な取扱いをされることなく、安心して通報できる環境を整備していくものです。

ご質問の「内部」の範囲についてですが、「犬山市内部通報の処理に関する要綱」第2条及び第3条に、「内部通報」を「市及び市職員の職務に係る法令の遵守及び倫理の保持に関する通報相談」と定義しており、「内部通報者」できる者を「市職員等」として、市の職員、再任用職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員及び嘱託員並びにこれらであった者、市の出資する法人その他の団体、市から業務を請け負った事業者、または地方自治法第244条の2第3項の規定により市が指定した指定管理者の従事者並びに従事者であった者と定めています。

先ほどの例に出された昨年の件ですけども、孫請というのは、対象にはならないです。なおかつ、市が不法なことをやったことについて内部通報できるということになります。学校での行為については、学校の教員等が県の職員であることから、県に同様の窓口が設置されております。

こういった制度について、市役所の内外にまだ十分に認知されていないという状況ですので、今後、要綱改正を機に、改めて制度の周知徹底に努めていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日11日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

\*\*\*\*\*

◎議長（柴田浩行君） 本日は、これをもって散会いたします。  
午後 3 時 01 分 散会